

フランスにおける再犯防止策  
— 性犯罪者等に対する社会内の司法監督措置を中心に —

網 野 光 明

- ① 再犯の防止は、刑罰、刑執行及び更生保護制度の主要な目的である。近時は、性犯罪者、重大犯罪者の再犯防止が世界の刑事政策の大きな課題である。最近採られたフランスの立法措置の内容を中心に検討する。
- ② フランスでは、第2次大戦後、刑罰は、社会の保護と共に犯罪者を社会環境によく適合させることを目的とすべきだとの新社会防衛理論の下、刑執行上の裁判官の権限の拡大、被仮釈放者等への後見的・援護的手段の創設が行われた。
- ③ 刑法上、有罪の確定裁判後の再犯は刑の加重事由であるが、裁判官はこの加重を機械的に適用しないことなどから、これによる再犯防止には限界がある。応報ではなく将来の犯罪を予防するために科せられる社会防衛の措置である保安処分は、個人の自由のはく奪・制限を伴うので、近代刑法の諸原則に適合する必要があるが、刑罰と異なる面がある。
- ④ 観察付執行猶予は、統制処分・特別の義務・援助処分を課して、その履行を条件として刑の執行を停止する制度であり、短期の拘禁刑の弊害を避けることを目的とし、犯罪者の社会復帰を確実にして新たな犯罪を回避する効果を持つ。仮釈放は、主刑の残余期間、刑に服することを仮に免除され、観察付き執行猶予と同様の特別の条件等を履行して、取り消されなかった場合には刑期を終えたとされる制度で、拘禁刑に伴う弊害を除き社会復帰を促進する措置であるが、治安への不安が高まると、犯罪鎮圧を強化する方向で改正が行われている。
- ⑤ 2002年に実施された再犯調査では、再犯率は軽罪で31.3%、重罪で4.7%である。再犯までの平均期間は、軽罪では15.7月、重罪では7.2年である。
- ⑥ フランスでは、1998年に、性犯罪対策として社会内司法監督措置が導入された。犯罪者が拘禁刑の終了後、裁判所が定めた期間中、行刑裁判官の監督の下で、再犯防止のための監視・援助に関する措置に服すると共に、必要な場合には治療命令が発せられる。
- ⑦ 2004年に、年少者への凶悪な性犯罪の再犯防止と犯人の確認を容易にするため、犯罪者の住所等の登録されたデータベースを基に、犯罪者に1年に1回、住所の証明等の義務を課する制度が整備された。
- ⑧ ⑥の措置が十全に機能していない等の状況にかんがみ、2005年に、刑を終えた者の所在を確認するための移動型電子監視措置の導入、治療処分に係る改正等のための法律が制定された。治療処分では、薬物療法に関する規定も置かれた。
- ⑨ 犯罪者の社会への再統合とその隔離・治療を軸に進められているフランスの再犯対策には、運用に課題が残されており、実際の機能に着目してこれらの制度を検討する必要がある。

# フランスにおける再犯防止策

## — 性犯罪者等に対する社会内の司法監督措置を中心に —

網野光明

## 目次

はじめに	2 社会内司法監督措置の要件・手続・内容
I フランスにおける再犯対策の概要	3 社会内司法監督措置の主な論点
1 再犯対策の変遷	IV 性犯罪者の所在等情報の管理
2 再犯による刑の加重	1 導入の背景及び経緯
3 保安処分	2 性犯罪者の所在等情報の管理制度の内容
4 観察付執行猶予	3 性犯罪者情報登録制度の主な論点
5 仮釈放	V 社会内司法監督措置の拡充
II 最近のフランスにおける再犯の状況—司法省 の再犯調査から	1 背景・経緯
1 「再犯」の定義	2 移動型電子監視措置の要件等
2 分析結果	3 移動型電子監視措置の主な論点
III 社会内司法監督措置	4 社会内司法監督措置の治療処分
1 導入の背景及び経緯	おわりに

## はじめに

再犯<sup>(1)</sup>の防止は、刑罰、刑執行及び更生保護に関する制度の主要な目的である<sup>(2)</sup>。刑罰は、

犯罪の抑止<sup>(3)</sup>を目的とし、刑執行及び更生保護制度<sup>(4)</sup>は犯罪者の改善・更生を通じて再犯を防止する。これらの目的の達成を期したにも

(1) 刑法の再犯は、既に犯罪によって処罰されたことがあるのにさらに犯罪を重ねることをいい(広義)、狭義では、広義の再犯の関係にある犯罪のうち一定の要件を備えることにより刑が加重されるものをいう(大塚仁ほか編『大コンメンタール刑法 第4巻 第2版』青林書院新社, 1999, p.372.)。三犯以上の場合を含めて累犯という。本稿で扱うフランスの累犯(récidive)は、上記の狭義の再犯に当たる(山口俊夫編『フランス法辞典』東京大学出版会, 2002, p.485.)が、広義の再犯の意味で用いられることもある。本稿では、広義・狭義併せて、また三犯以上の場合も含めて、再犯という語を用いる。

(2) Frédéric Desportes et Francis Le Gunehec, *Droit Pénal Général 11<sup>e</sup> éd.*, Paris : Economica, 2004, pp. 850-851. は、刑罰の存在とその執行制度はまさしく再犯の防止のために設けられている、とする。

(3) 刑罰の予告と実際の付料により、一般の国民による犯罪の遂行を抑止することを一般予防といい、実際に犯罪を犯した行為者に刑罰を科することによって将来の犯罪の遂行を抑止することを特別予防という(山口厚『刑法総論 補訂版』有斐閣, 2005, p.2.)。刑罰にはこれらが併せて認められるとする(併合主義)のが一般的である(大塚仁『刑法概説 総論(第3版増補版)』有斐閣, 2005, p.51.)

(4) 我が国では、保護観察(更生保護)制度の第一義的な目的は再犯防止か、犯罪者の更生かについて議論がある。

かかわらず、受刑者が再び犯罪に及ぶことは、刑罰制度等の「失敗<sup>(5)</sup>」を示しているとも見られることもできる。

再犯は、常習犯と共に古くから問題とされてきた。ヨーロッパについて見ると、フランスでは19世紀末に犯罪が激増したが、その多くは再犯であったという<sup>(6)</sup>。ドイツにおいても、19世紀後半の資本主義の発達した時期に、大衆的困窮が刑務所から釈放された者の再社会化を妨げ、再犯、特に常習再犯を激増させた<sup>(7)</sup> という。近時は、世界各国において、性犯罪、重大犯罪者の再犯防止が刑事政策の大きな課題となっている。米国等では、既に性犯罪者情報の登録義務又は情報の公開を内容とする対策が採られている<sup>(8)</sup>。また、ヨーロッパにおいても、性犯罪や重大犯罪の再犯防止の対策がこの10年の間に実施されている<sup>(9)</sup>。我が国においても、近年、性犯罪の前歴のある者による子どもの殺害事件

及び保護観察中の者による犯罪事件を契機として、政府による再犯防止対策の検討が進められ、一部は既に実施に移されている<sup>(10)</sup>。

2005(平成17)年末、フランスにおいて、性犯罪者に対して移動型電子監視の措置を採ることなどを内容とする法律が成立したことは、我が国でも報道された<sup>(11)</sup>。同国では、1990年代末から再犯防止のための立法措置を数次にわたって行い、その中には、受刑者の釈放後の治療も含めた監督措置など注目すべきものがある。これらの措置の導入に関し、社会の安全の保護と個人の自由の保護との間の調和をめぐって、憲法上の議論も行われた。

フランスの再犯対策の動向は、我が国において再犯対策を考える上で参考となる点があると考えられるので、以下では、フランス刑事法における再犯防止に関する対策の変遷をたどり、再犯の状況を概観した上で、最近採られた、性

---

日本弁護士連合会『更生保護制度の改革についての意見』2006.1.19. 同会ホームページ <<http://www.nichibenren.or.jp/ja/opinion/report/data/060119.pdf>> 参照。

(5) Desports et Le Gunehec, *op.cit.*, p.850.

(6) G. ステファニほか(澤登俊雄他訳)『フランス刑事法 刑法総論』成文堂, 1981, p.38.

同書は、Stefani=Levasseur, *Droit Pénal général*, 10<sup>e</sup> éd., Paris : Dalloz, 1978. の翻訳である。

(7) 木村亀二編『体系 刑事事典』青林書院新社, 1969, p.18.

(8) アメリカ、イギリス、カナダ、オーストラリア等における性犯罪者情報の登録(又は公開)制度を紹介したものとしては、向井紀子・大月晶代「性犯罪者情報の管理・公開(諸外国の制度)」『レファレンス』655号, 2005.8, pp.46-66. がある。

(9) 例えば、ドイツにおける性犯罪者対策法(1998年)、いわゆる事後的保安監置導入法(2004年)などがある。

石塚伸一「ドイツの刑事政策2004年」『龍谷法学』37巻4号, 2005.3, pp.1116-1156. 参照。

(10) 子どもへの暴力的性犯罪の再犯対策として、平成17年6月に実施されたものについては、向井・大月 前掲論文, pp.46-47. 参照。同年12月1日からは、保護観察中の執行猶予に付された者、被仮釈放者で所在不明者の情報を法務省から警察に提供し、警察が発見した場合には法務省に通報する仕組みをスタートさせた。また、法務省内に「更生保護のあり方を考える有識者会議」が置かれ、保護観察の充実・強化に関する提言がなされた(平成18年6月27日)。有識者会議でも取り上げられた刑務所出所者に対する就労支援策は、法務省・厚生省が「刑務所出所者等総合的就労支援対策」(平成17年8月発表。厚生労働省ホームページ <<http://www.mhlw.go.jp/houdou/2005/08/h0829-2.html#top>>)として、平成18年度から実施されている。このほか、刑務所、保護観察において、認知行動療法を中心とした「性犯罪者処遇プログラム」が平成18年度から実施されている(法務省プレス・リリース「性犯罪者処遇プログラムの実施について」平成17年12月14日、同省ホームページ <<http://www.moj.go.jp/>>)。

(11) 「性犯罪対策 曲折の末、GPS 導入」『毎日新聞』2005.12.24.; 「性犯罪者に GPS 腕輪」『東京新聞』2005.11.25, 夕刊。

犯罪者等に対する社会内司法監督措置等の立法措置の内容を中心に検討することとしたい。

## I フランスにおける再犯対策の概要

本稿における「再犯対策」は、再犯を防止することを目的とし又は結果として再犯防止に資すると認められる刑事法上の制度、特に司法的措置を対象とする。刑務所等の矯正施設における再犯防止教育等の措置も重要であるが、本稿では、矯正施設外における措置を中心に取り上げる。

### 1 再犯対策の変遷

フランスにおける再犯対策に関する現行制度の理解に資するため、再犯対策の観点からフランスの刑罰制度の変遷を概観したい<sup>(12)</sup>。再犯に対する刑法上の取扱いは、概括的にいえば、ナポレオン時代に最も厳しかったが、その後漸次緩和されていった。

#### (1) ナポレオン刑法典

ナポレオン法典の一環として1810年に制定(1811年1月1日施行)された刑法<sup>(13)</sup>は、犯罪の種類を増やし、残虐な刑<sup>(14)</sup>を設け、未遂・既遂及び従犯・正犯の区別を認めないなどの特徴を有した<sup>(15)</sup>。重罪・軽罪の再犯には、終身刑を科する厳格なものであった。1832年4月28日法律は、残虐刑を廃止し、多くの重罪を軽罪に移すなど刑罰を緩和した。また、1802年5月13日<sup>(16)</sup>法律により設けられた烙印(焼印)刑を廃止した。なお、この廃止に伴い、有罪宣告の痕跡を保存する必要から、ヴェルサイユ大審裁判所の検事正<sup>(17)</sup>(le procureur de la République à Versailles)の構想を基に、19世紀末に犯罪記録所<sup>(18)</sup>が創設されるに至ったといわれる<sup>(19)</sup>。

#### (2) 19世紀後半から第2次大戦まで

刑罰の厳格さが緩和された後もフランスでは、再犯対策への取組みは常に政府の関心事であり続けた。19世紀後半から第2次大戦までの間は、実証主義学派<sup>(20)</sup>の影響の下、一方で危険な犯罪者を社会から隔離する方策が採られる<sup>(21)</sup>と

(12) この項は、主として *Rapport n° 171 (2004-2005) de M. François Zocchetto, fait au nom de la commission des lois, Sénat, déposé le 2 février 2005, p.9.* フランス元老院(上院)ホームページ <<http://www.senat.fr/rap/104-171/104-1711.pdf>> ; ステファニほか 前掲書, pp.35-45. による。また、法律名は、引用文献に従い、年月日のみ記載した。

(13) この刑法典は、多くの改正がなされたが1994年3月1日まで効力を有した。また、フランス刑法は、我が国の旧刑法(明治13年太政官布告36号)が直接の母法としたものである。

(14) 鉄首輪、烙鉄(やきがね)など

(15) この刑法典は、ベンサム(Bentham, Jeremy, 1748-1832)の功利主義に強く影響を受けた。ベンサムの『市民法・刑法立法論(traité de législation civile et pénale)』の「犯罪を犯して手に入れる満足より処罰される恐怖の方を強からしむべきだ」との結論に従ったとされる(ステファニほか 前掲書, p.36.)。

(16) フランス革命共和暦 23 floréal an X

(17) 各大審裁判所に1名配置された検事局の代表者(山口編 前掲書, p.461.)。大審裁判所(tribunal de grande instance)は、初審の民事事件を扱う裁判所である。

(18) *cassier judiciaire*. 現行の刑事訴訟法第768条以下に規定。本稿IV参照。

(19) Jean Pradel, *Droit Pénal Général 15<sup>e</sup> éd.*, Paris : Éditions Cujas, 2004, p.603. ; Zocchetto, *op.cit.*.

(20) 実証主義学派(l'école de positiviste)は、刑罰の根拠を犯罪者の道徳的責任の中にはなく、社会秩序に対する危険性の観点から見た犯罪者個人の性格の中に求める。そして、その危険性は、科学により測ることができると考えた。イタリアのLombroso(「生まれながらの犯罪者」の存在を信じ、その目印を求めて激情犯の人相や精神異常犯の範ちゅうを考案し、激情犯には過度の感受性の緩和手段、精神異常犯には保護と治療を採ることを勧める。)が代表的。

ともに「刑罰の個別化<sup>(22)</sup>」が進められた。

まず、1885年5月27日法律により、終身の流刑 (relégation) が導入され、職業犯人及び常習犯人は植民地に送られることとされた。終身流刑は保安処分の一形態とも見られる<sup>(23)</sup>。これは1938年に廃止されたが、流刑自体は、終身刑という性格は失いながら、1970年まで存続した。

その後、1885年8月14日法律により、仮釈放制度が創設された。また、1891年3月26日法律(「ベランジェ法<sup>(24)</sup>」)により、再犯者に対する刑の加重を定める一方で、刑の執行猶予制度<sup>(25)</sup>が設けられた。

### (3) 第2次大戦後

第2次大戦後は、全体主義から解放され、個人の自由と尊厳が刑法上も最優先原理となった。

ドイツの占領からの解放後には、犯罪の多発と再犯の増加に対して、刑事裁判機関は任務を果たすことができない状態であった<sup>(26)</sup>。そこで実証主義に代わって、新社会防衛論 (mouvement de la defense sociale nouvelle) が刑法理論に影響を与えた。これは、刑罰は社会の保護

だけに専念せず、犯罪者の人格に最も合った手段によってその者が生きる社会環境に最もよく適合させ、落ちこぼれから救うことを目的とすべきであるとする理論である。まず犯罪者の人格調査が行われ、その結果は、長期自由刑の受刑者の行刑形態の選択の基礎とされた。また、刑執行における裁判官の権限が拡大され、観察付執行猶予が創設され、被仮釈放者等への後見的・援護的手段が創設された。

1970年7月17日法律は、執行猶予の適用範囲を拡大し、流刑を廃止し、それに代えて刑事後見 (tutelle pénale) の制度を導入した。これは、一定の多重再犯に対して裁判官の裁量により受刑者が釈放された時点から最長10年間科せられる補充刑<sup>(27)</sup> (peine complémentaire) である。刑事後見は、刑事施設に拘禁する形態<sup>(28)</sup> で又は刑事訴訟法の定める要件に従い仮釈放制度の下で行うとされた。刑事後見は、1981年2月2日法律により廃止された。なお、刑事後見の性格を刑罰又は保安処分(後述)のいずれと見るかについては議論があった<sup>(29)</sup>。

(21) Desports et Le Gunehec, *op.cit.*, p.30.

(22) 刑罰の個別化とは、犯罪人の個性に応じこれに適した異なった刑罰を科し、犯罪人の社会復帰を可能にすべきであるという考え方(木村編 前掲書, p.338.)。フランス現行刑法は、裁判所は、法律の定める範囲内で、犯罪の事情及び犯罪者の人格に応じて刑を宣告し又はその執行制度を定めるべきことを規定している(第132-24条)。執行猶予は個別化の一形態といえる。

(23) 木村編 前掲書, p.34. 保安処分については、後述 I-3 参照。

(24) ベランジェ法 (Loi Béranger) は当該法律制定のイニシアティブをとった元老院議員の名にちなんだ呼称。執行猶予制度など刑罰の「個別化」を進めた法として知られるが、他方で再犯への刑の加重を定めている。

(25) sursis. この時導入されたのは、観察に付されない単純執行猶予である。観察付執行猶予は1957年に設けられた。

(26) Gaston Stefani, Georges Levasseur et Bernard Bouloc, *Droit Pénal général 18<sup>e</sup> éd.*, Paris : Dalloz, 2003, p.69.

(27) 補充刑とは、被告人を有罪と認めるときに必ず言い渡さなければならない主刑 (peine principaux) に加えて言い渡される刑であり、没収のような必要的補充刑と滞在禁止 (interdiction de séjour) のような裁量的補充刑がある(ステファニほか 前掲書, pp.313-314.)。

(28) 刑事施設に拘禁される期間は、刑期終了後10年以内である (*Rapport n° 1979 de M. Gérard Léonard, député, fait au nom de la commission des lois, déposé le 8 décembre 2004, p.44.* フランス国民議会ホームページ <<http://www.assemblee-nationale.fr/12/pdf/rapports/r1979.pdf>>)。

(29) 学説では、刑事後見を補充刑とするのはむしろ少数説であり、刑罰とは異なる保安処分の性質をもつとするのが多数説であるといわれる。刑事後見が仮釈放の制度の要件・効果に従うとされていることがその有力な根拠で

1972年12月29日法律及び1975年7月11日法律は、受刑者が社会復帰の際に遭遇するハンディキャップを除くため、15日から6月の短期拘禁刑に代わる就業禁止・免許取消しなどの措置を採用した<sup>(30)</sup>。

#### (4) 新刑法典以後

1992年7月22日法律<sup>(31)</sup>による新刑法典は、再犯の取扱いを単純化<sup>(32)</sup>したが、刑罰を2倍に加重するという点で、再犯に対する厳格な態度を維持しているといわれる。現行刑法は、1992年法を基礎としており、再犯に関する刑罰の加重事由の規定に若干の改正はなされたが、基本的な考え方は維持されている。

1990年代に入ると、アメリカ、イギリス、ベルギー<sup>(33)</sup>等において、小児性愛者による子どもの誘拐・殺害事件が多発し、世論の大きな圧力を受けて、各国政府がその対策を打ち出していった。フランスにおいても、性犯罪の再犯、特に小児性愛者による性犯罪が大きな問題となり、その対策として、刑法(刑法典)及び刑事訴訟法(刑事訴訟法典)に新たな制度が設けられた。1990年代以降の再犯対策についてはⅢ章以下で述べることとし、従前から存在する、刑の

加重事由としての再犯規定、保安処分、観察付執行猶予及び仮釈放制度の概要を見ておきたい。

## 2 再犯による刑の加重

フランス刑法上の再犯(*récidive légale*)とは、刑の加重事由であり、犯罪の確定判決を経た後に、新たに犯罪を行った場合であって、かつ刑法に定められた条件を満たすものである<sup>(34)</sup>。

再度の犯罪の刑を加重することには、特にその行為を鎮圧しようとする立法者の意図が示されている。

### (1) 再犯の要件

刑法上の再犯は、宣告された刑の確定後に刑法に定められた条件の下で新たに犯罪を行うこと<sup>(35)</sup>である。すなわち、

- (ア) 刑罰であること。行政処分、少年に対する再教育処分<sup>(36)</sup>等は含まれない。
- (イ) 刑の宣告が確定していること。確定した刑が執行されないことや執行できないこと(恩赦、時効、逃走、執行猶予)は、再犯の妨げとはならない。
- (ウ) フランスの領土において宣告された刑であること<sup>(37)</sup>。

あるとする(ステファニほか 前掲書, pp.315-316, 418.)。

<sup>(30)</sup> ステファニほか 前掲書, p.42.

<sup>(31)</sup> Loi n° 92-683, 92-684, 92-685, 92-686. 1994年3月1日施行

<sup>(32)</sup> 違警罪で軽いものを再犯加重の事由から削除した(Desports et Le Gunehec, *op.cit.*, p.56.)。

<sup>(33)</sup> アメリカについては、向井・大月 前掲論文, p.47.を参照。ベルギーでは1995年から1996年にかけて、小児性愛者マルク・デュトルー(Marc Dutroux)により、10代の少女が相次いで誘拐、殺人又は強姦されるという事件が発生した。本事件に関しては捜査上の不備が指摘され、政治家が容疑者をかくまっているとのうわさが流れ、司法制度の全面改革を求める市民の大規模なデモ(1996年10月20日、デモ参加者が白い花や風船を手にしていったことから *marche blanche* と呼ばれる。)に発展したことで知られる("Le Drame Belge", *L'Express*, 1997.8.14-20, pp.18-21.;「ベルギー少女連続殺人事件 捜査官解任に抗議デモ」『読売新聞』1996.10.21.)。

<sup>(34)</sup> 我が国でも、刑法上の再犯は、広義の再犯の関係にある犯罪のうち、一定の要件を具備することによって刑が加重されるものをいう(前掲注(1)参照。)ので、フランスとほぼ同様である。

<sup>(35)</sup> Desports et Le Gunehec, *op.cit.*, pp.849-852.

<sup>(36)</sup> 少年に対する再教育処分(*mesure de rééducation*)は、保安処分として1945年2月2日オールドナンスにより設けられた。

<sup>(37)</sup> 破毀院刑事部判決(Chambre criminelle de la Cour de cassation 7 nov. 1968, *Recueil Dalloz*, 1969, 220.)はこのように解しているが、外国における刑の宣告はその犯罪者の危険性を示すものであるとの理由で、一般的には批判されている(Stefani et al., *op.cit.*, p.514.)。なお、外国における刑の宣告は、前科簿(犯罪記録所が

再犯は、先行する犯罪（第1犯罪）と次に行われた犯罪（第2犯罪）との性質に同一性を求めるか、第2犯罪までに経過した時間を限定するかかどうかにより、次のとおり分類される。

○特定再犯 (*récidive spéciale*)

第2犯罪が第1犯罪と同一又は同種（例えば、重罪と重罪の間では、同種とされる。）の犯罪の間に再犯関係を認める

○一般再犯 (*récidive général*)

異なる性質の犯罪の間においても再犯関係を認める

○限時的再犯 (*récidive temporaire*)

第2犯罪が第1犯罪後の一定の期間内に行われた場合に再犯とするもの

○非限時的再犯 (*récidive perpétuelle*)

第1犯罪と第2犯罪との間の時間の経過を問わずに再犯とするもの

現行刑法は、以上の4つの区分の理論上考えられる組み合わせの一部を再犯の種類として規定している<sup>(38)</sup>（刑法典第132-8条から第132-10条まで）。その類型は、表1のとおりである。

(2) 再犯の効果

再犯であることに基づく主たる刑法上の効果は、法定刑の最高限度の引上げ（加重事由）である。基本的には、法定刑の2倍を限度として

加重される<sup>(39)</sup>。詳細は、表1のとおりである。

フランスでは再犯の刑加重の根拠として、一般に、いったん司法の警告を受けたにもかかわらず、再び罪を犯すことは当該犯罪者が高い危険性を示しているためであるとされている<sup>(40)</sup>。

しかし、現実の立法には、この刑加重の正当化の根拠が完全にはあてはまらないといわれている。表1において、10年未満の拘禁に当たる軽罪を行い、刑の満了から4年後に1年以上10年未満の拘禁に当たる軽罪を行った場合（第132-9条第2段の行参照）、例えば、麻薬取引を行った者が、4年後に交通事故による致死行為を行ったとしても、高い危険性が示されたといえない<sup>(41)</sup>であろう。さらに、司法官<sup>(42)</sup>は、再犯による刑の加重を機械的に適用するのではない<sup>(43)</sup>。実際は、検察官は加重が行き過ぎであると思われるために加重事由を取り上げないのであり、最高限度の刑が裁判所に認められることはまれであるといわれている<sup>(44)</sup>。旧刑法における見解であるが、刑法の再犯加重規定の利用価値はほとんどないという学者もいる<sup>(45)</sup>。

### 3 保安処分

(1) 保安処分の意義

保安処分とは、一般的に個々の犯罪者の危険

---

管理)に登載される事項である(刑事訴訟法第768条の8)。

<sup>(38)</sup> なお、我が国の刑法第56条以下は、第1犯罪が懲役刑(有期・無期)の執行を終えて(又は執行の免除を得て)5年以内に第2犯罪で懲役に処せられる場合を基本とし、極めて簡明な規定となっている。上記の類型でいえば、一般・限時型に近いと考えられる(禁固刑一般を除外している点では特定再犯に近い)。

<sup>(39)</sup> 我が国の刑法では、懲役刑について、その長期の2倍以下とするだけであり、フランスのように加重の結果、無期懲役とされることはなく、30年を限度として加重されるにすぎない。

<sup>(40)</sup> Desports et Le Gunehec, *op.cit.*, pp.849-850. 我が国では、再犯(累犯)による刑の加重の根拠について、行為の道義的非難が重いこと(行為責任)及び再犯者の持つ特別の危険性が考慮されること(行為者責任)の両者に求める見解が多い(大塚ほか編 前掲書, p.376.)。

<sup>(41)</sup> Desports et Le Gunehec, *op.cit.*, pp.849-850.

<sup>(42)</sup> magistrates. 裁判官、検察官の総称。

<sup>(43)</sup> Desports et Le Gunehec, *op.cit.*, p.850.

<sup>(44)</sup> *ibid.*; Stefani et al., *op.cit.*, p.522. も実務の観点から、刑の最高限度の引上げは裁判官にとって大きな有用性はないとする。

<sup>(45)</sup> ステファニほか 前掲書, p.372.

表1 再犯による刑の加重（犯罪者が自然人の場合）

第1犯罪	第2犯罪	第2犯罪までの期間 <sup>(46)</sup>	刑の加重	刑法の条項	類型
重罪又は10年の拘禁に当たる軽罪	20年から30年の懲役又は禁固に当たる重罪 <sup>(47)</sup>	期間の限定なし	無期懲役又は無期禁固	132-8条	一般・非限時
	15年の懲役又は禁固に当たる重罪		30年の懲役又は禁固		
	10年の拘禁に当たる軽罪	10年	拘禁期間を2倍とし、罰金併科	132-9条第1段	一般・限時
10年未満の拘禁に当たる軽罪	1年以上10年未満の拘禁に当たる軽罪	5年		132-9条第2段	
	第1犯罪と同一 <sup>(48)</sup> 又は類似する軽罪	5年		132-10条及び132-16条、132-16-1条、132-16-2条、321-5条	特定・限時
第5級違警罪 <sup>(49)</sup>	法律の規定により、第1犯罪の再犯が軽罪とされているもの <sup>(50)</sup>	3年	軽罪に科せられる刑	132-11第2段	特定・限時
	第1犯罪と同一の違警罪	1年	3000ユーロ以下の罰金	132-11第1段	

(出典) Frédéric Desportes et Francis Le Gunehec, *Droit Pénal Général 11<sup>e</sup> éd.*, Paris : Economica, 2004, p.857. ; Jean Pradel, *Manuel de Droit Pénal général 15<sup>e</sup> éd.*, Paris : Éditions Cujas, 2004, p.599. を基に作成。

性から社会の安全を守るため、その者を隔離・拘禁又は教化・改善する国家的措置をいう<sup>(51)</sup>。フランスでは、保安処分 (mesure de sûreté) とは刑罰を補完するものとして、犯罪に対する応

報ではなく、犯されるおそれのある犯罪を予防するために科せられる社会的防衛の措置と解されている (二元論<sup>(52)</sup>)。実定法に規定された例として未成年者に対する再教育処分<sup>(53)</sup>、危険

(46) 第1の刑の期間満了又は時効の時点から起算される。

(47) 重罪 (crime) は、(自然人に対する場合) 10年以上の懲役刑 (réclusion) 又は禁固刑 (détention) 並びに併科せられる罰金刑及び補充刑をもって罰する罪 (刑法第131-1条、第131-2条、第131-10条)。例として故殺、謀殺、尊属殺、強姦など。軽罪は、10年以下の拘禁、罰金、日数罰金、公益奉仕労働、権利はく奪又は制限、補充刑をもってする罪 (同第131-3条、第131-4条)。

(48) 再犯加重に関しては、異なる犯罪を同一とみなす趣旨の規定がいくつか置かれている。例えば、盗取、強要、恐喝、詐欺及び背任の罪を同一とみなし (第132-16条)、性的攻撃の軽罪及び性的侵害の軽罪は、再犯に関しては同一の犯罪とみなす (刑法第132-16-1条、1998年6月18日法律98-468号により追加) など。2005年12月12日法律2005-1549号により、「みなし同一犯罪」はさらに拡大された (刑法第132-16-3条から第132-16-6条まで)。

(49) 軽罪より軽い罪。特に道路交通法違反罪。罰金刑、権利はく奪刑又は権利制限刑をもって処せられ、補充刑を併科することができる (刑法第131-12条)。第1級から第5級まであり、級が上がるにつれて刑が重くなり、第1級の罰金額は38ユーロ (1ユーロ145円として、約5,500円) 以下、第5級の罰金額は1500ユーロ (約217,500円) 以下 (同第131-13条)。

(50) 道路上の暴力行為対策強化のための2003年6月12日法律により置かれた規定 (Loi du juin 2003 renforçant la lutte contre la violence routière (1))。例として、道路法典 (code de la route) L413-1条により、動力付乗り物の運転者が最高速度を50km/h以上超過する行為を刑法第132-11条第2段の要件の下で再度行った場合、3月の拘禁刑及び3750ユーロの罰金刑 (軽罪の刑) に処せられる。

(51) 木村編 前掲書, p.376. なお、広義には、刑罰以外の処置によって刑罰を補充又は代替するものとして国家が行う犯罪対策についてのあらゆる処分をいう。

(52) 刑罰と保安処分とは異質的な性格のものとする二元論及び刑罰と保安処分は共通の性格を有するとする一元論とがある。前者は、刑罰は犯罪に対する道義的非難を要素とし応報的に科せられるべきであるとする古典学派か

アルコール中毒者に対する治療を受けさせる処分<sup>(54)</sup>、麻薬中毒者を治療の専用施設に収容する処分<sup>(55)</sup>などがある。原則として刑罰と同様に、その決定は刑事裁判所の権限に属する。保安処分は、刑罰に対する副次的なものとして、刑罰と併科され得る<sup>(56)</sup>。フランスでは、保安処分は実定法上体系化されておらず、刑罰である補充刑<sup>(57)</sup>として規定されているものもある。学者は、補充刑である滞在禁止、没収、職務又は業務の遂行禁止、職業上の権利はく奪・資格制限(以上、刑法第131-10条参照。)を保安処分としており、後述(本章4)の観察付執行猶予も保安処分に類似したものであるとする<sup>(58)</sup>。

保安処分の目的は犯罪の予防にあるが、予防の手段として、当該犯罪者の再適応(*réadaptation*)とその者の無害化(*neutralisation*)とがあり、その一方だけを目的とするものはほとんどなく、再適応を優先させる(未成年者の再教育、アルコール・麻薬中毒者の治療等)場合、無害化を優先させる(刑事後見、職業禁止等)場合というように重点の置き方が異なるにすぎない<sup>(59)</sup>といわれる。

保安処分には、以下の基本的性質があるといわれている<sup>(60)</sup>。

#### ○道徳的色彩の欠如

保安処分は刑罰のように道徳的非難として苦痛を与えるために科せられるのではないので、教育的、治療的、分離的(滞在禁止など)又は後見援助的な手段が用いられる。

#### ○不定期性

かつての保安処分(浮浪者への保安処分など)には期間を定めないものが見られたが、個人の自由の保護の観点から、最高限度を定め、必要な場合、これを更新するという方向が採られつつある。

#### ○処分の絶えざる変更可能性

処分が功を奏し、犯罪者のもつ危険性が低下・消滅した場合、又は逆に効果を上げない場合には、随時に(裁判官によって)変更がなされるべきである。

#### (2) 保安処分の諸原則

保安処分は、個人の自由のはく奪又は制限を伴う場合が多いので、近代刑法の諸原則に適合する必要があるが、その適合の在り方は、刑罰と異なる点もある。

#### (ア) 法定主義<sup>(61)</sup>

犯罪とその刑罰が法律によって定められていなければ、刑事制裁を科せられないという罪刑法定主義は、保安処分にも原則として適用される。従って、法律に保安処分が規定されていない限り、裁判官は処分をすることができない。また、保安処分の根拠となる危険性の根本的要素が法律に規定されていなければならない。

処分の期間については、実定法では、特定の治療的処分を除き、危険性が持続している場合であっても絶対的不定期の処分は認められていない。もっとも、上限の期間は、一生涯続くこともしばしばある(例、資格はく奪処分)が、保

---

ら、後者は、行為者の社会的危険性に着目し、これに社会的防衛処分を施し又は改善・教育することを刑法の使命と見る近代学派から主張される。大塚 前掲書, pp.577-578.

<sup>(53)</sup> L'ordonance du 2 février 1945.

<sup>(54)</sup> Loi du 15 avril 1954.

<sup>(55)</sup> Loi du 24 décembre 1953.

<sup>(56)</sup> 山口編 前掲書, p.366.

<sup>(57)</sup> 補充刑については、前述II-1-(3)参照。

<sup>(58)</sup> ステファニほか 前掲書, pp.330-336.

<sup>(59)</sup> 同上, pp.341-342.

<sup>(60)</sup> 同上, pp.301-302.

<sup>(61)</sup> Stefani et al., *op.cit.*, p.412.; ステファニほか 前掲書, pp.82-84,

安処分は常に変更され得るので、それほど不都合はないとされている。

保安処分に刑罰法規不遡及の原則 (*règle de la non-rétroactivité de la loi pénal*) がそのまま適用されるかどうかも問題となる。罪刑法定主義の帰結とされる同原則は、公布の日又は公布された法律に定めた施行日よりも前に行われた行為に新しい刑法を適用することはできないというものである。これは、1789年の「人及び市民の権利宣言」第8条に規定され、1958年10月4日憲法前文<sup>(62)</sup>がこれを基本原理とすることを宣言している。保安処分は、進行するおそれのある現在の危険性に対応することに重点があり、常に処分執行時の法律こそが適用できる法律であるので、刑罰法規不遡及の原則の適用はないとされている<sup>(63)</sup>。判例は、少年に対する教育処分を規定する法律の公布以前の犯罪について、教育処分は刑罰よりも軽いという理由で、遡及して処分を適用した<sup>(64)</sup>。

#### (イ) 人格の尊厳の尊重<sup>(65)</sup>

国際連合憲章、世界人権宣言において、拷問、非人道的刑罰は強く排斥されたが、フランスにおいても、刑罰はもとより保安処分においてもこの精神が貫かれており、去勢 (*castration*)、不妊化 (*stérilisation*) は認められていない。こ

れまでフランスでは、精神外科手術 (*psycho-chirurgie*, ロボトミー等) が実施されているが、司法的措置ではなく、医学の領域で行われてきた<sup>(66)</sup>。

#### (ウ) 司法的介入<sup>(67)</sup>

フランスでは、精神病者の自由拘束などいくつかの例外<sup>(68)</sup>を除き、保安処分は司法が管轄する。その理由として、保安処分は、強制的であるために個人の自由侵害の危険があること、危険性の評価には犯罪者に関係する心理的・社会的問題に詳しい機関の介入が必要であること及び危険性の評価は通常、犯罪行為に依存しており、刑事裁判機関がその任に当たることが自然であることが挙げられる。

## 4 観察付執行猶予

観察付執行猶予<sup>(69)</sup> (*sursis avec mise à l'épreuve*, 以下「SME」という。)は、5年以下の拘禁刑の有罪判決を受けた者に、統制処分及び特別の義務又は援助処分を課して、その義務の履行を条件として刑の執行を停止する制度 (刑法第132-40条から第132-53条) であり、1957年に創設された。1885年に設けられた単純執行猶予と比較すると、要件が緩やかで広く適用できるという点及び犯罪を行わない (「善行保持」という

(62) 1789年人及び市民の権利宣言第8条「法律は、厳格かつ明白に必要な刑罰でなければ定めてはならない。何人も、犯行に先立って設定され、公布され、かつ、適法に適用された法律によらなければ処罰されない」。フランス第5共和国憲法前文「フランス人民は、1946年憲法前文で確認され補充された1789年宣言によって定められたような、人権および国民主権の原理に対する愛着を厳粛に宣言する」(樋口陽一・吉田善明編『解説 世界憲法集 第4版』三省堂, 2001, pp.285,267.)。

(63) ステファニほか 前掲書, p.103.

(64) 同上

(65) Stefani et al., *op.cit.*, p.414.

(66) *ibid.*

(67) *ibid.*, p.415.

(68) 領土外追放、精神病者の自由拘束、ある種の運転免許取消しはもっぱら行政機関が行う。性病治療、危険なアルコール中毒患者の監督、麻薬中毒者の解毒等医療措置は半行政的かつ半技術的な公衆衛生機関が司法権との緊密な連携の下に行われる。

(69) 観察付執行猶予は、英米の保護観察 (*probation*) と類似の制度である。なお、*probation* という語は、フランス起源である (ステファニほか 前掲書, p.406.)。

以上の特別な義務を課される点が異なる。

SMEは、単純執行猶予と同様に短期の拘禁刑の弊害（刑務所の悪風に感染すること）を避けることを目的<sup>(70)</sup>とするが、犯罪者の社会復帰（reclassement<sup>(71)</sup>）を確実にし、新たな犯罪を回避する効果を持つ<sup>(72)</sup>点に意義がある。再犯の防止自体を目的とするものではないが、結果としてこの目的に資すると認められる。SMEの性格については、刑法上「刑の人的個別化の態様<sup>(73)</sup>」の節に置かれているが、学説では、刑と保安処分の中間的性格<sup>(74)</sup>を有するとされている（前述「3 保安処分」の項参照。）。

#### (1) 要件

かつては、一定の前科のないことが条件とされたが、現行法ではそのような制限はない。

5年以下の拘禁刑<sup>(75)</sup>を言い渡す場合に裁判所はSMEを適用することができる。SMEの適用は再犯にも可能であり、10年以下の拘禁刑を言い渡す場合<sup>(76)</sup>とされている（刑法第132-41条）。また、SMEは、刑の一部分について適用することができる（同第132-42条第2段）。SMEは、刑を言い渡す裁判所の権限に属するが、特別義務を課する権限は行刑裁判官にも認められる。援助処分の執行は、保護観察官（agent de probation）が行う。

#### (2) 期間

観察に付する期間は、12月以上<sup>(77)</sup>3年以下である。再犯による刑加重の要件を満たす者は

長期が5年となる（同第132-42条）。

#### (3) 観察の内容

##### (ア) 統制処分

刑法は次の5つの統制処分を規定しており（同第132-44条）、処分内容について裁判官の裁量の余地はない。

- 行刑裁判官又は指名された保護観察官の召喚に応じること
- 保護観察官の訪問を受け入れ、生活手段及び義務履行の統制を可能とする情報及び資料を保護観察官に提供すること
- 保護観察官に職業の変更をあらかじめ通知すること
- 保護観察官に対し、住所の変更又は期間が15日を超えるすべての外出をあらかじめ通告し、及び帰宅を報告すること
- すべての外国旅行、並びに義務履行の障害になる性質を有する職業及び住所のすべての変更につき、行刑裁判官の事前の許可を得ること

##### (イ) 特別義務

刑罰を言い渡す裁判所又は行刑裁判官は、法定の19項目の義務のうち、一つ又は複数を課することができる（同第132-45条）。行刑裁判官は、いつでも義務の内容を変更することができる。義務の内容は2003年以降追加され、現行刑法典の制定当初に比べ、5項目増えた。19項目のうち、主なものは次のとおりである<sup>(78)</sup>。

(70) ステファニほか 同上, pp.395,401.

(71) 刑法第132-46条は、「援助処分は受刑者の社会への復帰（reclassement social）を目指してその努力を援助することを目的とする」と規定している。reclassementは「復職」の意（伊吹武彦他編『仏和大辞典』白水社, 1981.）。

(72) ステファニほか 前掲書, pp.410-411.

(73) 前述I-1-(2) 参照

(74) ステファニほか 前掲書, p.411.

(75) 重罪には10年以上の懲役又は禁固を科することとされているが、刑の宣告において、1年以上の拘禁刑という限度で短期の刑を宣告できることとされている（刑法第132-18条から第132-20条）ので、重罪にもSMEの適用はある（第132-41条）。

(76) 2005年12月12日法律（後述V参照）により、追加された。

(77) 2004年3月9日法律（後述IV参照）により18月以上とすることとされた。施行は、2006年12月31日。

(78) ほかに次の14の義務が規定されている。①有罪判決に定める国庫に納付すべき金額につき自己の負担能力に応

- 職業活動の遂行又は学科教育若しくは職業訓練を受けること
- 一定の場所に住所を定めること
- 医療検査、治療又は看護の処分に服すること、場合により病院収容の制度に服すること
- 家計を分担し、又は支払義務のある扶養料を定期的に支払っていることの証明
- 犯罪により生じた損害の全部又は一部につき、民事訴訟判決がない場合であっても、自己の負担能力に応じて、賠償すること

(ウ) 援助処分

援助処分は、犯罪者の社会復帰の努力を精神的、物質的に援助することであり、プロベーション委員会<sup>(79)</sup>により行われ、場合により公私の組織の参加を得て行われる（刑法第132-46条、刑事訴訟法D57条）。犯罪者には、このような援助

を受ける権利があるとの主張もある<sup>(80)</sup>。

(4) 取消し

SME が取り消されるのは、次の2つの場合である。いずれも事由が生じたことだけでは取り消されず、裁判所の裁量の余地がある。SMEの一部についても取り消し得る。

- SME に付された者が、新たな犯罪を行い、執行猶予が付されない拘禁刑を科された場合（刑法第132-47条・第132-48条）

判決裁判機関<sup>(81)</sup> が行刑裁判官の意見を聴いた上で、取り消すことができる。

- SME に付された者が、特別義務を遵守しない場合又は統制処分に違反した場合（同第132-47条第2段）

2004年3月9日法律（後述IV参照）により新設された。行刑裁判官<sup>(82)</sup> が刑事訴訟法の規定<sup>(83)</sup> により取り消すことができる。

じた支払いを行っていることの証明、②道路法典に規定する免許の種類により定められる車両を運転しないこと、③犯罪が職業活動の執行中又は執行に際して行なわれたその職業に従事しないこと、④特に指定されたあらゆる場所への出入り禁止、⑤賭け事、特に馬券施設における賭け事に従事しないこと、⑥酒類提供店に通わないこと、⑦特に正犯、共犯など有罪判決を受けた一定の者と交際しないこと、⑧特にその犯罪の被害者など一定の者と交際しないこと、⑨武器を所持し又は携帯しないこと、⑩動力機付の道路走行車両の運転時における犯罪の場合、自己の費用で交通安全研修を受講すること（2003年6月12日法律により追加）、〔以下の3項目は2004年3月9日法律（後述IV参照）により追加〕⑪その犯罪に一部分でも関わる作品の作者又は共同作者である犯罪者がその作品を頒布することを差し控えること（ただし、生命に対する故意の侵害、性的暴行又はその他の性的侵害の重罪・軽罪にのみ適用がある）、⑫犯罪者の子を裁判所により監護に任じられた者に委ねること、⑬市民としての研修を受けること（これは、2004年3月9日法律により刑法に規定された「市民としての研修の刑」（第131-5-1条）と同一内容で、人種差別主義者、反ユダヤ主義者の犯罪者の処罰のために設けられ、軽罪の拘禁刑に換えて言い渡され、研修の期間と内容はコンセイユ・デタのデクレで定められる。又、研修に要する費用は第3級違警罪に係る罰金の額を超えないものとし、その費用を犯罪者が負担する。）、⑭配偶者、内縁関係者、民事連帯規約のパートナー又はこれらの者の子に対する犯罪の場合、カップルの住居外に居住し、場合により、その住居に出現し又は接近しないこと（2006年4月4日の配偶者等又は子どもに対する暴力の鎮圧と防止を強化するための法律により追加。民事連帯規約（pacte civil de solidarité, P.A.C.S.）とは、1999年11月15日法により導入され、婚姻関係にない異性又は同性の近親関係にない成年者のカップル（2人一組）に対し、民事規約（契約）に基づいて認められた法的身分規程（山口編 前掲書, p.411.）。

(79) comité de probation 保護観察官、社会的援助者、保護司（無報酬の篤志家）、活動員、名誉会員、後援者が委員会に属している。

(80) ステファニほか 前掲書, p.404.

(81) juridiction jugement. 犯罪の成立、被告人の有責性を判断し、必要に応じ刑罰を言い渡す裁判機関。公訴権行使の前提として犯罪の行為者を特定し、その人格を解明し、当該犯罪の状況・結果を確定する予審裁判機関と対比される。

(82) 行刑裁判官については後述「5 仮釈放」の項参照。

(5) 平常に経過した場合の効果

SMEの取消しがなく又は刑の執行全部を命じられない限り、刑の宣告はなかったものとみなされる。これは、SMEの一部が取り消された場合でも、SMEが刑の一部にのみ認められた場合であっても、同様である(同第132-52条)。

## 5 仮釈放

フランスにおいて仮釈放の目的は、受刑者の社会復帰(reinsertion)及び再犯の防止<sup>(84)</sup>にある(刑事訴訟法第729条)。受刑者は、主刑の残余期間、刑に服することを仮に免除され、観察付執行猶予と同様の特別の条件<sup>(85)</sup>、援助処分<sup>(86)</sup>及び統制処分<sup>(87)</sup>を履行、遵守して、仮釈放が取り消されなかった場合には、刑期を終えたものとされる制度である。刑の執行手続として、刑事訴訟法(第729条から第732条まで)に規定されている。仮釈放は、拘禁刑に伴う弊害を除き、社会復帰を促進するための措置であるが、フランスでは恩恵とされている。

(1) 要件

(ア) 拘禁刑に服している受刑者が、社会への適合に関する真摯な努力が明らかな場合。特に、仕事への従事を実証した場合、社会復帰に向けた教育・訓練課程への参加、職業経験・臨時的雇用への常時出席を実証した場合、又は家族生活を送ること、治療を受ける必要性、被害者に対する賠償への努力を実証した場合(刑事訴訟法第729条第1段)

(イ) 残りの刑期と同じ期間以上を刑に服したこと。刑の加重事由とされる再犯については、残りの刑期の2倍以上を刑に服したこと<sup>(88)</sup>。ただし、保安期間<sup>(89)</sup>(période de sûreté. 刑法第132-23条)の間は、仮釈放は認められない。保安期間は15年以下(再犯による刑加重の要件を満たす者は20年以下<sup>(90)</sup>)であり、無期刑受刑者の保安期間は18年(再犯による刑加重の要件を満たす者については22年<sup>(91)</sup>)である(同第729条第2段)。

<sup>(83)</sup> 同第742条は、取消しの決定は対審の審理で行われ、かつ上訴が許されると規定する(同第712-6条の適用)。

<sup>(84)</sup> 我が国の仮釈放(仮出獄)制度(刑法第28条等、犯罪者予防更生法、なお、少年法上の仮退院)において、仮釈放の目的は法に規定されていない。

<sup>(85)</sup> 刑訴法第D535条から同D537条まで

<sup>(86)</sup> mesure d'aide 受刑者の家族・職場関係への復帰を援助するために保護観察官、社会復帰・保護観察局(service pénitentiaire d'insertion et de probation)により行われる精神的・物質的援助(刑事訴訟法D532条)。

<sup>(87)</sup> mesure de contrôle 決められた居住地で生活する義務、行刑裁判官(刑罰適用判事)又はプロベーション及び被釈放者保護委員会の担当者の呼び出しに応ずる義務、生活状況の監督を可能にするための情報・書類をこれらの者に伝える義務、住所変更、15日を超える不在、外国への旅行につき行刑裁判官の同意を得る義務(刑事訴訟法D533・D534条。なお、条番号の前のDは、単純なデクレを意味する。)

<sup>(88)</sup> 刑期の2分の1又は3分の2を執行したと規定せず、残りの期間の2倍を執行したといった規定振りをしたのは、刑の執行の減輕(刑事訴訟法第721条等。注<sup>(87)</sup>参照。)がなされる場合があるからである。この場合、減輕後の刑期を基準とするため、当初の刑期におけるよりも、要件が緩和される(Desports et Le Gunehec, *op.cit.*, pp.954-955.)。

<sup>(89)</sup> 保安期間の適用があるのは、法律で特に定められた犯罪で、10年以上の拘禁刑が宣告された場合である。保安期間は、刑期の半分であり、無期刑では18年である。この期間は、重罪院又は下級裁判所の特別の決定により、増減することができる。増加する場合は、刑期の3分の2まで又は22年(無期刑)である。なお、保安期間中は、刑の停止又は分割(suspension ou le fractionnement de la peine)、構外作業(le placement à l'extérieur)、外出許可(les permissions de sortir)及び半自由(semi-liberté, 刑法第132-25条)も認められない。

<sup>(90)</sup> 2005年12月12日法律2005-1549号により、追加された。

<sup>(91)</sup> 同上

## (2) 仮釈放期間

仮釈放期間は、原則として拘禁刑の満了する日までである。ただし、その日から1年間延長することができる(同第732条第2段)。これは、軽い刑の場合に、社会に再適応するために十分な期間を与えるためである。期間は全体として、有期拘禁刑の場合10年を超えることはできず、無期刑の場合、5年以上10年以下である(同条第3段)。

## (3) 手続

10年を超える拘禁刑の場合、行刑裁判所<sup>(92)</sup>が受刑者又は検察官の申立てにより、決定する(同第730条第2段)。10年以下の拘禁刑の場合、行刑裁判官<sup>(93)</sup>が行刑施設の意見を聴き、対審の審理手続により、決定する(同第730条第1段)。

2000年6月15日法律<sup>(94)</sup>による改正前は、5年を超える拘禁刑については司法大臣<sup>(95)</sup>に、5年以下の拘禁刑についてのみ行刑裁判官に権限があった<sup>(96)</sup>。

## (4) 仮釈放における統制処分等

仮釈放期間中は、観察付執行猶予(SME)におけるのと同じく、援助処分、統制処分を受け、特別義務が課される(処分及び義務内容については、前述4参照)。

## (5) 取消し

以下のいずれかの場合には、行刑裁判官又は

行刑に関する大審裁判所が取り消すことができる(同第733条)。

○新たな刑の宣告

○著しい不行跡(inconduite notoire)

○仮釈放の決定で定められた義務又は処分に違反し又はこれを遵守しなかったとき

仮釈放が取り消された場合は、仮釈放に付された時期における残刑の全部又は一部につき服役し、新たな刑と併せて服役しなければならない(同条第2段)。

1998年において、取消率は、仮釈放全体の約6%(司法大臣所管分)、9.4%(行刑裁判官所管分)であった。

## (6) 効果

定められた仮釈放期間中、取消しがなく経過した場合には、仮釈放の日をもって刑期を終了したものとされる(同第730条第3段)。観察付執行猶予(SME)と異なり、刑の言渡し自体は失効しない。従って、前科簿からも抹消されないため、再犯かどうかの決定等においてこの刑の言渡しは考慮される<sup>(97)</sup>。

## (7) 他の制度との関係

仮釈放においては、SMEとは異なり、後述する社会内司法監督措置及びその一形態である移動型電子監視措置に服することがあり得る(同第731-1条、2005年法律12月12日法律による追加)。

<sup>(92)</sup> tribunal de l'application des peines. 後掲注<sup>(93)</sup>の大審裁判所の行刑裁判官とは別に、2004年3月9日法律(後述IV参照)により設置され、3名の行刑裁判官から構成される。

<sup>(93)</sup> 行刑裁判官(又は刑罰適用判事。juge de l'application des peines)は、大審裁判所の特別な権限を有する裁判官で行政施設内外における受刑者の処遇に関する事項(仮釈放、執行猶予付保護観察の管理等)をつかさどる。大審裁判所の裁判官の1人又は複数が行刑裁判官の職にあり、通常その任命は大統領が行う。2001年7月現在の予算上の定員は、205人。"Quels metriers pour quelle justice?", Senat Rapports d'information. フランス元老院ホームページ <<http://www.senat.fr/rap/r01-345/r01-34582.html>>

<sup>(94)</sup> Loi n° 2000-516 du 15 juin 2000 renforçant la protection de la présomption d'innocence et les droits des victimes. (無罪の推定の保護及び被害者の権利を強化するための2005年6月15日の法律)

<sup>(95)</sup> 司法大臣の決定は、行刑裁判官が行刑委員会(commission de l'application des peines. 行刑裁判官、検察官、行刑施設の長等から成る。)の意見を聴いて行う提案に基づいて行われた。

<sup>(96)</sup> Stefani et al., *op.cit.*, p.584. 我が国では、仮釈放の決定は行政処分である(刑法第28条、少年院法第12条第2項)。

<sup>(97)</sup> ステファニほか 前掲書, p.419.

後述V参照。)。これらの措置は、刑執行の終了後における受刑者の再犯の危険性に着目して採られるものである。

#### (8) 仮釈放制度に対する評価

仮釈放は、犯罪者の危険性の変化に応じて、統制処分等を修正し、また仮釈放自体を取消することができるものであり、長期刑には役立つが、短期刑については、必要な監督の期間を確保することができないとされている<sup>(98)</sup>。1958年に仮釈放期間を1年間延長することができることは、この観点からは評価されるものである<sup>(99)</sup>。また、特に治安への不安が高まるときに、仮釈放は刑執行と恩恵的措置の結合によって、著しい「刑の浸食 (érosion des peines)」をもたらしているという指摘が声高に行われてきた。例えば、1986年に保安期間、刑の執行、仮釈放に対して、犯罪鎮圧をより強化する観点から改正が行われた<sup>(100)</sup>。また、再犯防止をより強化するため、2005年には、再犯についての保安期間が通常の犯罪者よりも長期に設定された<sup>(101)</sup>。

## II 最近のフランスにおける再犯の状況 — 司法省の再犯調査から

フランス司法省は、2001年に刑の宣告を受けた者に係る再犯状況を調査し、発表した<sup>(102)</sup>。同調査結果は、2004年以後における再犯対策の議論・検討の基礎とされているので、その概要を紹介しておきたい。

### 1 「再犯」の定義

同調査では、2001年に刑の宣告を受けた犯罪(第2犯罪)が、以前の犯罪の刑の宣告<sup>(103)</sup>よりも後に行われた場合に、「再犯」関係があるとする。これは、再犯の本質に合致するとされている。つまり、最初の刑の宣告より前の犯罪(その刑の宣告がたとえ最初の刑の宣告よりも後であったとしても)を取り上げたのでは、刑罰による制裁の効果を評価することができないことになるからである。この再犯の定義は、前述の刑法上の再犯の意義とほぼ同じである。また同調査では、軽罪については、第2犯罪から過去5年以内の刑の宣告を対象とするが、重罪については、拘禁期間が長期であるので、再犯期間は5年以内に限定されていない。

### 2 分析結果

#### (1) 再犯率全般

軽罪・重罪のそれぞれの再犯率は、表2のとおりである。軽罪については、2001年に刑の宣告を受けた者で、同年に第1犯罪の刑の宣告があった者は4.1%であるが、2000年まで13.8%、以下、1999年を含めると21.6%、1997年以降の刑宣告では31.3%となる。2000年と2001年では9.8%の再犯率の増加があり、2年以内に刑宣告を受けた者の再犯率が顕著である。

重罪については、重罪の刑の拘禁期間(10年以上)が長期であり訴訟の期間も長期であるので、その調査対象期間は18年間である。重罪で刑の宣告を受けた者2,933人中137人、4.7%が

<sup>(98)</sup> Stefani et al., *op.cit.*, p.591.

<sup>(99)</sup> *ibid.*

<sup>(100)</sup> *ibid.*

<sup>(101)</sup> 2005年12月12日法律第2005-1549号第14条による刑事訴訟法第729条の改正

<sup>(102)</sup> Claude Lecomte et Odile Timbart, "Les Condamnées de 2001 en état de récidive", *INFOSTAT JUSTICE*, Numéro 68, Juillet 2003. フランス司法省ホームページ <<http://www.justice.gouv.fr/publicat/Infostat68.pdf>>

<sup>(103)</sup> ただし、犯罪記録所 (casier judiciaire) の統計では、以前の刑の宣告が確定したかどうかは明らかでないという。

表2 再犯率

	軽 罪			重 罪		
	刑宣告を受けた者の数	左のうち、前犯がある者	再犯率 (5年間)	刑宣告を受けた者の数	左のうち、前犯がある者	再犯率 (1984年以降)
1996年	353,982	105,625	29.8%	2,755	133	4.8%
1997年	374,614	109,129	29.1%	3,019	139	4.6%
1998年	383,342	111,765	29.2%	3,321	140	4.2%
1999年	388,734	114,842	29.5%	3,439	145	4.2%
2000年	382,218	117,429	30.7%	3,021	117	3.9%
2001年	326,053	102,127	31.3%	2,933	137	4.7%

(出典) Claude Lecomte et Odile Timbart, "Les Condamnées de 2001 en état de récidive", *INFOSTAT JUSTICE*, Numéro 68, Juillet 2003.

この期間に第1犯罪を行っている。同様に、1996年に刑の宣告を受けた者の再犯率は4.8%、2000年には3.9%であり、比較的一定した値となっている。2001年の重罪の再犯者を罪種別に見ると、加重的窃盗<sup>(104)</sup>では14.7%であり、強姦では1.8%である。重罪の第1犯罪と第2犯罪との間に、性質の同一性があるかどうかについては、次のような結果が出ている。2001年に強姦罪で再犯とされた者の80%は、過去に強姦罪で刑の宣告を受けたことがあり、その90%近くが加重窃盗を行ったことがある。また、故殺の罪で再犯を行った者で過去にその種の犯罪を行った者は、45.5%である。

#### (2) 犯罪の種類別の再犯率

最も再犯率が高いのは、公務員に対する侮辱罪(刑法第433-5条)で46.1%であり、次いで窃盗(刑法第311-1条)が42.2%となっている。売春(同第225-5条)、性的攻撃(強姦に至らないもの、同第222-27条等)等の風紀を乱す罪(mœurs)は14.6%と低い。

#### (3) 同一の罪に係る再犯率

軽罪全体では38.3%であるが、犯罪の種類によって大きく異なる。窃盗・贓物罪が最も高く、59.7%であり、次いで、飲酒運転の53.2%である。また、異種の犯罪を含めた再犯率と同一犯

罪の間の再犯率との間に相関関係は見られない。例えば、(1)に挙げた公務員に対する侮辱罪は、同一犯罪の間での再犯率は12.3%にすぎない。他方、(2)で見た売春等の犯罪は、再犯率は低いにもかかわらず、同一犯罪の間でのそれは35.2%である。

#### (4) 再犯者の刑

再犯者に科せられる刑は、再犯でない者よりも明らかに重い。執行猶予なしの拘禁刑に処せられる率は、再犯者では39%に達するのに対し、それ以外の者では10%より少ない。保護観察に付せられない「単純執行猶予」に付される率は、再犯者でない者の3分の1である。

#### (5) 再犯までの期間

第1犯罪の刑の宣告と第2犯罪のそれとの間隔(再犯期間)は、軽罪では約16月、重罪では7.2年である。軽罪の場合、再犯者の半分以上は、1年以内に第2犯罪で刑の宣告を受けている。

表3に見るとおり、再犯期間は軽罪の性質によっても異なる。最も期間が長いのは飲酒運転の罪であり、再犯者数が最も多い窃盗・贓物罪は、比較的短く12.8月である。

重罪の再犯期間は、第1犯罪の拘禁期間が長い割に、短いように見えるが、予審における勾留<sup>(105)</sup>の期間は、刑の期間から控除され(刑事

<sup>(104)</sup> 暴行・傷害を伴うもの、身体障害者に対するもの、組織集団の形成によるもの等で拘禁期間10年以上の罪(刑法第311-4条から第311-11条まで)。

<sup>(105)</sup> détention provisoire. 原則として、被疑事実が2年以上の拘禁刑に当たる軽罪・重罪の被疑者につき、証拠保全、公序維持の必要に基づき、予審判事の決定により、軽罪は4月以内、重罪は1年以内の期間、拘留所に収監する措置(刑事訴訟法第137条、第144条以下)。山口編 前掲書, p.166.

訴訟法第716-4条)、仮釈放等に付されることがあるので、宣告された刑よりも短期となることが多いことに留意が必要である。重罪の種類別では、加重的窃盗では6年、強姦では7年となっている。

### Ⅲ 社会内司法監督措置

社会内司法監督措置<sup>(106)</sup> (suivi socio-judiciaire. 以下「SSJ」という。)は、「性犯罪の防止及び鎮圧並びに未成年者の保護に関する1998年6月17日の法律<sup>(107)</sup>」により導入された新しい形態の補充刑である(刑法第131-36-1条から第131-36-8条まで、その執行手続は、刑事訴訟法第763-1条から第763-9条まで。補充刑としての性格については、後述。)。犯罪者が拘禁刑の執行の終了後に、裁

判所が定めた期間中、行刑裁判官の監督の下で、再犯防止のための監視と援助に関する措置が採られるとともに、必要な場合には治療命令が発せられる。

上記法律は、その題名のとおり、性犯罪の抑止及び未成年者の保護という二つの目的を達するために、SSJの創設、性犯罪の行為態様の追加又は未成年者に向けられた犯罪の重罰化<sup>(108)</sup>、犯罪被害者である未成年者の刑事手続上の保護<sup>(109)</sup>などを盛り込んでいる。再犯防止との関係では、SSJが最も重要であるので、以下では、SSJの導入の経緯等、内容、問題点について述べる。

#### 1 導入の背景及び経緯

同法律案<sup>(110)</sup>を審議する議会に提示されたデー

表3 再犯期間

2001年に刑の宣告を受けた犯罪の性質	再犯者の人数	平均再犯期間	中間値(再犯者の半数の再犯期間)	10%の再犯者の再犯期間(以内)	25%の再犯者の再犯期間(以内)	75%の再犯者の再犯期間(以内)
重罪	137	7.2年	6年			9年
軽罪全体	102,127	15.7月	11.9月	1.7月	4.8月	23.8月
飲酒運転	22,696	22月	20.2月	3.7月	9.5月	33.5月
窃盗・贓物罪	31,355	12.8月	9月	1.2月	3.6月	18.7月

(出典) 表2に同じ。

(注) 出典資料では、軽罪10種が挙げられているが、ここでは省略した。

<sup>(106)</sup> suivi という語は、手続進行又は行為達成の過程において順調な経過を確保するための監督的追跡を意味する(山口編 前掲書, p.576.)。フランス政府が提供する法令データベース(LegiFrance)の英訳版では、judicial-social probationとされており、これに従えば、「社会内司法保護観察」となるが、拘禁刑終了後になされる措置である点で、拘禁刑の一部又は全部の執行を停止する保護観察とは異なるので、このように訳した。

<sup>(107)</sup> Loi n° 98-468 du juin 1998 relative à la prévention et à la répression des infractions sexuelles ainsi qu'à la protection des mineurs.

<sup>(108)</sup> 行為態様の追加の例として、加重的強姦罪につき、不特定の公衆に情報を伝達するための情報通信ネットワークを介して、被害者が、加害者と接触を持ったことがある場合を追加(刑法第222-24条8°)。また、未成年に向けられた犯罪の重罰化の例として、未成年者に対する性的攻撃の刑を2年の拘禁・20万フランの罰金から5年の拘禁・50万フランの罰金に引上げ(同第227-25条)。

<sup>(109)</sup> 強姦、墮落助長の罪等(刑事訴訟法第706-47条に掲げる性犯罪)に係る未成年者の被害者については、被害の鑑定・評価、必要な治療のため精神医学の専門家の診断を受けさせることができる(同法第706-48条の追加)など。

<sup>(110)</sup> Projet de loi relatif à la prévention et à la répression des infractions sexuelles ainsi qu'à la protection des mineurs. なお、Projet de loiは首相発議の法律案。議員発議のそれはproposition de loiという。

タによれば、1990年代に入って、フランスでは、未成年者に対する性犯罪の増加及び小児性愛者による再犯率の増加が顕著となった。未成年者に対する強姦は、警察の統計によると、1991年の1,282件から1996年の2,237件へと、73%の増加を示している。また未成年者に対する性的暴行は、1991年の3,488件から1996年の4,365件と、25%の増加を示した（以上は検挙件数）<sup>(111)</sup>。

再犯率は、司法省の調べでは強姦罪が3%から5%、強制わいせつが約10%であり、一般の犯罪に比べて高いとはいえない。刑法犯としての再犯の意味ではなく、小児性愛者による行為の反復となると、非常に高い率が示されることが、民間の団体から主張されている<sup>(112)</sup>。同じ趣旨が、バンベネ（Jacques Bimbenet）元老院議員からも報告されている<sup>(113)</sup>。同議員は、この状況にかんがみ、性犯罪者特に小児性愛者に対して、相応の監督が必要であるとする。

このような状況のもとで、政府には性犯罪の再犯防止に関して、いくつかの委員会から報告

が提出されていた。そのうち、SSJの導入を提案したのは、刑事法教授カルティエ（Marie-Elisabeth Cartier）氏が委員長を務めた「再犯防止研究委員会」の報告書<sup>(114)</sup>である。同報告書は、重罪に処せられる犯罪を行ったすべての者を対象に釈放後の援助、後見又は監視を内容とする補充刑を刑法に規定するとしていた<sup>(115)</sup>。

同法案全体については、一部の棄権<sup>(116)</sup>があったほかは、反対はなかった。その理由として、同法案が、子どもへの性犯罪の防止というコンセンサスが得られている目的を持つこと、前政府から準備されたものであることが挙げられている<sup>(117)</sup>。また、憲法上の問題は指摘されることもなかった。国会審議において、国民議会と元老院の意見が分かれたのは、SSJに付する期間の長さ等<sup>(118)</sup>であった。国民議会は、SSJが実験的なものであるので長期間とすることに難色を示した<sup>(119)</sup>。結局、合同委員会<sup>(120)</sup>において、SSJの期間については元老院の案が、またSSJの義務違反による拘禁期間につき国

(111) Exposé Général I. B. 1. l'AUGUMENTATION DES INFRACTIONS SEXUELLES ET DES ATTEINTES SUR LES MINEURS, *Rapport no.49 (1997-1998)* de M. Charles Jolibois, fait au nom de la commission des lois, déposé le 22 octobre 1997. フランス元老院ホームページ <<http://www.senat.fr/rap/197-049/197-0491/html>>

(112) *ibid.*, 4. L'évaluation de la récidive des infractions sexuelles.

(113) *Avis no.51 (1997-1998)* de M. Jacques BIMBENET, fait au nom de la commission des affaires sociales, déposé le 23 octobre 1997. フランス元老院ホームページ <[http://www.senat.fr/rap/197-051/197-051\\_toc.html](http://www.senat.fr/rap/197-051/197-051_toc.html)>

(114) *ibid.* 司法大臣に対して1994年10月に提出された。

(115) このほか、病院の医師であるブリエ（Claude Blier）博士が長を務めた「性犯罪者の医学的治療及び措置に関するワーキング・グループ」は、労働福祉省に1995年に提出した報告書の中で、性犯罪者の拘禁刑からの釈放後に治療措置を施すことを勧告した。また、その措置は、補充刑、仮釈放、刑又は拘禁の代替措置の枠内で行うことができるとした。

(116) 国民議会において、Groupe du Rassemblement pour la République (RPR) が棄権した。

(117) Desports et Le Gunehec, *op.cit.*, p.789.

(118) 国民議会案はSSJの期間につき軽罪5年以下、重罪10年以下、また義務違反の場合の拘禁期間につき、軽罪2年以下、重罪5年以下としていた。元老院案は、SSJの期間につき軽罪10年以下、重罪20年以下、また義務違反の場合の拘禁期間につき、軽罪・重罪とも5年以下としていた。

(119) *Rapport n° 435 (1997-1998)* de M. Charles JOLIBOIS, fait au nom de la commission mixte paritaire, déposé le 19 mai 1998, 国民議会議員 Mme Frédérique Bredin 発言。フランス元老院ホームページ <<http://www.senat.fr/rap/197-435/197-435.html>>

民議会の案が採用されることとなった<sup>(121)</sup>。  
なお、前政府が用意していた案では、「社会医療刑」(peine de socio-medico)とされ、治療命令を必須とする内容となっていたが、同措置の医学的性格と刑罰的性格とが必然的に重なり合うとする点が、医学団体から反対意見を招いた<sup>(122)</sup>こともあり、治療措置は選択的に採られるものとされた。これに伴い、「社会医療刑」に代えて、「社会内司法監督の刑<sup>(123)</sup>」(peine de suivi socio-judiciaire)という表現に置き換えられた。

## 2 社会内司法監督措置の要件・手続・内容

### (1) 要件

SSJは、当初、その適用対象は性犯罪に限定されていたが、2005年12月12日法律(後述V参照)により、故殺、謀殺等生命に対する故意の侵害行為にまで適用範囲を拡大した。SSJは特に法律に規定された犯罪について、裁判所がこれを科することができる(刑法第131-36-1条)。具体的には以下の犯罪である。

- 強姦、拷問又は野蛮行為に先行し又はこれらに伴う故殺又は謀殺の罪(同第221-9-1条)
- 強姦罪、強姦致死罪、拷問もしくは野蛮行為に先行し又はこれらに続く強姦若しくは強姦以外の性的攻撃の罪、性器露出行為の罪(同第222-48-1条)
- 未成年者の墮落助長罪(酒色の提供など)、暴力的内容・ポルノグラフィの性格を有する未成年者の映像を写し、記録し又は伝達する行為に係る罪、15歳以下の者に対する成年者による暴力・強制・脅迫を伴わな

い性的侵害行為に係る罪(同第227-31条)

- 故意による生命侵害の罪(2005年12月12日法律による改正後の同第221-9-1条)
- 拷問、野蛮行為の罪(2005年改正後の同第222-48-1条)
- 故意の爆発、火災による破壊行為に係る罪(2005年改正による同第322-18条の追加)

### (2) 手続

刑の宣告時に裁判所が決定するのが原則である(同第131-36-2条による132-44条の適用。第132-44条は観察付執行猶予に関する規定)。しかし、刑の宣告に治療命令(後述)が付されていない場合には、その後に行刑裁判官が同命令を発することができる(刑事訴訟法第763-3条)。これは、刑の宣告の時点で、医学専門家の鑑定では、治療が不可能と判断されたが、拘禁期間の経過により治療を受け入れる状態に至ることが実際はしばしばあることによると説明されている。この場合、判事によって命じられた医学専門家が、治療の見込みがあると鑑定することが条件となる。

治療命令を刑の宣告時に決定する場合には、裁判官は、医学専門家により当該治療措置が適しているとの鑑定がある場合にのみ同措置を命じることができる。強姦、拷問、又は残虐行為に伴う未成年者の殺人を行った犯罪者については、鑑定は2人の医学専門家によりなされる必要がある(刑法第131-36-4条)。

### (3) 内容

(ア) SSJが科せられる期間

軽罪では10年間、重罪では20年間である。軽罪について、特別の決定により20年間とするこ

<sup>(120)</sup> 合同委員会(commission mixte paritaire)は、国民議会議員、元老委員議員各7名から構成され、両院がそれぞれ第二読会を経ても一致しないときに召集できる(第五共和国憲法第45条第2項)。合同委員会で妥協が成立し、政府が受諾したときは、両院の審議で可決されると成立する。山口俊夫『概説フランス法 上』東京大学出版会、1978、pp.185-186。

<sup>(121)</sup> *Rapport n° 435 (1997-1998)*, *op.cit.*.

<sup>(122)</sup> Desports et Le Gunehec, *op.cit.*, p.791.

<sup>(123)</sup> *Rapport no.49 (1997-1998)*, *op.cit.*.

とができる。30年の懲役刑の場合は30年、無期懲役刑の場合<sup>(124)</sup>には終身にわたり科せられる。この期間は、拘禁刑が終了した時点<sup>(125)</sup>から起算される。たとえば、SSJを科された者が拘禁刑を科せられている場合(SSJは補充刑であるので、このような場合が多いと考えられる。)にはその拘禁が終了した時点からSSJの期間が始まる(刑法第131-36-5条)。

#### (イ) 条件

##### ○統制処分

刑法第131-36-2条は、観察付執行猶予に係る第132-44条に規定された統制処分を適用することとしている(前述I-4-(3)参照)。

##### ○特別な義務(刑法第131-36-2条第2段)

SSJの宣告において又は行刑裁判官により、(a)のほか、(b)から(d)のうち一つ又は複数の遵守事項を課すことができる。

(a) 観察付執行猶予における遵守事項19項目の一つ又は複数(前述I-4)

(b) 特に指示された場所への立入りを控えること(特に恒常的に未成年者の世話を行う場所)

(c) 特定人又は特定の範ちゅうの人の所に通い、又は関わることを控えること

(d) 未成年者と常時接触するような専門的又は篤志的活動を行わないこと

##### ○援助措置(刑法第131-36-3条)

法の規定では、社会復帰の観点から犯罪者の社会復帰への努力に手を貸すための援助措置とあるのみである。この点に関し、執行猶予付保護観察に係る援助措置は、保護観察官等が公的・私的組織の参加を得て行う。社会的、物質的な援助を含む(刑法

第132-46条)。

##### ○治療命令(刑法第131-36-4条)

治療命令は、SSJにとって必須ではない。これを必須とする案が前政府によって提案されていたことは前述のとおりである。

命令を発するに当たって、裁判長は犯罪者に対して、治療は犯罪者の同意なしには行われないこと、しかし、提案された治療を拒否した場合は、遵守事項違反の場合に科せられる拘禁が執行される旨を告げる(同第131-36-4条)。このため、同意が治療の要件であるとされても、治療を受けること自体は強制される。同意が必要とされる理由については、後述する。

SSJの措置は、拘禁刑の終了時点から開始されるが、治療命令については、例外規定が置かれている。裁判長は、刑宣告を受けた者に対して、拘禁中に治療を受けることができる旨を通告する(刑法第131-36-4条)。また、行刑裁判官は同人に対して、治療を受けることができることを6月に一回以上通知する(刑事訴訟法第763-7条第2段)。

治療の実施には、医師の介在が不可欠であり、行刑裁判官と医師との関係について規定が置かれた<sup>(126)</sup>。まず、行刑裁判官は、検察官の意見を聴いた上で、県条例に定められたリストから調整医(médecin coordonnateur)を指定する。調整医は、SSJの対象者に治療医(médecin traitant)を選択させる任務がある。調整医と対象者の意見が合わない場合、行刑裁判官が調整医の意見を聴いて治療医を指定する。

治療内容については、同法律では具体的な規定は設けられなかった。しかし、議会<sup>(127)</sup>で

<sup>(124)</sup> 無期懲役刑にも仮釈放が適用され(18年以上の保安期間の制限)、仮釈放においてはSSJの適用がある(刑事訴訟法第731-1条)。

<sup>(125)</sup> 仮釈放により釈放された場合を含む。

<sup>(126)</sup> 治療の実施については、公衆衛生法典に規定されている(code de la santé publique, art. L3711-1 à art. 3711-5。なお、条番号の前の"L"は、法律に基づく規定であることを示すために付される。北村一郎編『アクセスガイド 外国法』東京大学出版会, 2004, p.100.)

<sup>(127)</sup> 元老院・社会問題委員会(Commission des Affaires Sociales)

は精神療法及び薬物療法について、バンベネ (Jacques Bimbenet) 元老院議員が意見陳述<sup>(128)</sup>を行っている。その後、2005年12月12日法律において、重要な改正がなされた(後述V-4「社会内司法監督措置の治療処分」の項参照)。

#### (4) 義務違反の効果

SSJによる義務に違反した場合には、その制裁として拘禁されるが、その点は、刑の宣告後に裁判長から告げられる。また、拘禁の期間は、違反時点ではなく、あらかじめ刑の宣告時に裁判所が決定する。その期間は軽罪で3年、重罪で7年を超えることはできない<sup>(129)</sup>。

### 3 社会内司法監督措置の主な論点

#### (1) 保安処分としての性格

SSJの性格について、法律は保安処分であるとも刑罰であるとも規定していない。形式的には、SSJに関する規定は、刑法典中「第3編 刑罰 第1章 刑罰の性質」の下に置かれている。学説では補充刑(前述I-1-(3))と保安処分の中間的性格という独特の性格を有するという見解<sup>(130)</sup>が多いようであるが、破毀院は、補充刑であると明確に述べている<sup>(131)</sup>。学説では、SSJが責任に基づく処分とはまったく異なることとこれが再犯防止のみを目的としていることを根拠としている。

#### (2) 治療命令への同意

前述のとおり、治療命令には、犯罪者の同意が必要とされている。刑事責任があると判断されたが、性的な人格上の問題を抱える者を強制的に治療することは、医療倫理と効果の点から適当でないというのがその理由である<sup>(132)</sup>。精神科医のグループはこのような主張をしている。しかし、「子ども被害者の親援助協会<sup>(133)</sup>」会長のブレ (Alain Boulay) 氏は、同意が必要な命令はもはや「命令」(injonction)ではなく、治療措置の拘束力をそぐおそれがあるとの意見を述べている<sup>(134)</sup>。また、犯罪者が治療を拒んだ場合に拘禁刑が執行される(前述2(3))ことについては、精神科医のグループは法の矛盾だとしている<sup>(135)</sup>。

### IV 性犯罪者の所在等情報の管理

性犯罪者が新たに犯罪を行うことを防止し、その犯罪の犯人を迅速に同定することを容易にする目的で、2004年には、全国性犯罪者情報データベース (Fichier Judiciaire national Automatisé des Auteurs d'Infractions Sexuelles. 以下「FIJAIS」という。)の制度が創設された。これは、性犯罪者に、住所等の情報の変更がある場合に報告等の義務を課することを含むものであり、

<sup>(128)</sup> 元老院・立法委員会 (Commission des Lois) の報告 (EXPOSÉ GÉNÉRAL II. LES TRAITEMENTS MÉDICAUX PROPOSÉS, *Avis n° 51 (1997-1998)*, *op.cit.*.)

<sup>(129)</sup> 当初、軽罪2年・重罪5年とされていたが、2004年3月9日法律(後述IV参照)によりこのように改正された。

<sup>(130)</sup> Desports et Le Gunehec, *op.cit.*, p.789.; Pradel, *op.cit.*, p.534.

<sup>(131)</sup> Desports et Le Gunehec, *op.cit.*, p.789. 破毀院 (Cour de Cassation) は、民事・刑事の上告事件を管轄する最高司法裁判機関。

<sup>(132)</sup> *ibid.*, p.793.

<sup>(133)</sup> Association Aide aux parents d'enfants victims (APEV).

<sup>(134)</sup> 元老院・立法委員会 (commission des lois) の報告. Exposé Général II. A. 2. b). Les conditions du suivi socio-judiciaire, *Rapport no.49 (1997-1998)*, *op.cit.*; LES PARENTS DES VICTIMES, *Rapport n° 265 (1997-1998)* de M. Charles Jolibois, fait au nom de la commission des lois, déposé le 4 février 1998. 同院ホームページ <<http://www.senat.fr/rap/197-265/197-265.html>>

<sup>(135)</sup> Pradel, *op.cit.*, p.666.

イギリス等において実施されている制度<sup>(136)</sup>と類似の制度である。同制度を含む法案は2003年9月に元老院議員から提出され、「犯罪の進化に司法を適応させるための2004年3月9日の法律<sup>(137)</sup>」として制定され、2005年6月30日から施行されている。

## 1 導入の背景及び経緯

フランスでは19世紀初頭から、国家が前科簿<sup>(138)</sup>を整備し、19世紀末には犯罪記録所が設置<sup>(139)</sup>されて、刑の加重事由としての確定判決の有無の調査等に用いられてきた。前科簿は、1980年からコンピュータにより管理されている<sup>(140)</sup>。

1990年代後半からの性犯罪の質的变化に対して、1998年に政府と議会は対策を講じた<sup>(141)</sup>が、その後5年を経て、さらに性犯罪への対策を追加する必要性が認識されていた<sup>(142)</sup>。サルコジ(Nicolas Sarkozy)内務大臣は、当時(2003年)起きた数人の女性の強姦殺人事件によって引き

起こされた市民感情を受けて、性犯罪者に無期限の住所証明等の義務を課する制度の創設を提案したとされている<sup>(143)</sup>。FIJAISの実施直後であるが、クレマン(Pascal Clément)司法大臣は、「この種の犯罪者〔性犯罪を指す〕に対して刑事政策が断固たる態度を取るよう司法大臣として配慮する<sup>(144)</sup>」と述べている。FIJAISに関する規定は、当初の組織犯罪関係の政府提出法案(2003年5月に国民議会に提出)には含まれていなかったが、2003年9月に追加され、同年10月1日の元老院第1読会において審議されることとなった。

## 2 性犯罪者の所在等情報の管理制度の内容

### (1) 目的・対象

本制度の目的は、性犯罪、特に年少者に対する性的暴行等で凶悪な犯罪を行った者が再度同じ犯罪を繰り返さないようにすること及びそのような犯罪を行った者の身元確認を容易にすることである(刑事訴訟法第736-53-1条)。この制

<sup>(136)</sup> 向井・大月 前掲論文

<sup>(137)</sup> Loi n° 2004-204 du 9 mars 2004 portant adaptation de la justice aux évolutions de la criminalité (1) art. 48.により、刑事訴訟法典第4部第19編第2章 第706-53-1条から706-53-12条までの規定が追加された。同法律は、組織犯罪の捜査に関する規定の整備等を主たる内容とする224条から成る法律であり、性犯罪の防止に関する刑法、刑事訴訟法の改正はその一部である(第46条から第50条まで)。FIJAISの創設以外にも、後述の社会内司法監督措置の期間に関する改正等がなされている。

<sup>(138)</sup> 1808年の治罪法典による犯罪記録簿(sommiers judiciaires)が淵源とされている(山口編 前掲書, 2002, p.68.)。casier judiciaireという語には、犯罪記録所という組織と前科簿との両者の意味がある。組織は、刑事訴訟法ではcasier judiciaire national automatiséと規定されている。なお、我が国では、前科(有罪の確定裁判があったこと)を登録する「犯歴票」が地方検察庁単位で作成されている(島田尚武「警備業法と前科」『警察学論集』26巻1号, 1973.1, p.152.)

<sup>(139)</sup> Loi des août 1899 et 11 juillet 1900. 1959年の刑事訴訟法にもこの制度は維持され、現在に引き継がれている(同法第768条以下)。Pradel, *op.cit.*, p.603.

<sup>(140)</sup> Pradel, *op.cit.*, p.603.

<sup>(141)</sup> 前述Ⅲ-1 参照。

<sup>(142)</sup> Rapport n° 441(session extraordinaire de 2002-2003) de M. François Zocchetto, sénateur, 24 septembre 2003, p.35. フランス元老院ホームページ <<http://www.senat.fr/rap/102-441/102-4411.pdf>>

<sup>(143)</sup> Alexandre Garcia et Nathalie Guibert, "M. Sarkozy veut créer un fichier permanent des delinquent sexuels", *Le Monde*, 7 septembre 2003, p.8.

<sup>(144)</sup> FIJAIS-NANTES, Discours de M.Pascal Clément Garde des Sceaux, Ministère de Justice, 8 juillet 2005. フランス司法省ホームページ <<http://www.justice.gouv.fr/discours/d080705.htm>>

度の対象は、2005年12月12日法律 (Loi n° 2005-1549. 後述V) により、再犯防止に資する方策として、特定の殺人罪にまで拡大された<sup>(145)</sup>。

住所証明等の義務の対象者は、以下に掲げる犯罪を行った者である (同第736-53-1条)。

○強姦罪等<sup>(146)</sup>

○売春あっせん罪等<sup>(147)</sup>

○殺人罪等<sup>(148)</sup> (2005年12月12日法律による追加)

注意を要するのは、犯罪又は刑の宣告の時期が、同法律が公布 (官報への掲載) よりも前であっても、上記義務が課されることである (2004年法律第216条)。つまり、遡及的適用が認められている。

## (2) 登録事項

刑事訴訟法 (第706-53-2条) 及びデクレ<sup>(149)</sup> に規定された登録すべき事項は、次のとおりである。

[対象者自身の同一性に関する事項]

氏名、洗礼名、性別、誕生日及び出生地、国籍、場合により別名、変名、通称、家族関係、本籍と連続する住所、住居

[刑の宣告等の事項]

刑の宣告、欠席裁判<sup>(150)</sup>、刑の免除又は延期を伴う有罪の評決、少年に対する再教育処分等の決定<sup>(151)</sup> (以上いずれも確定・未確定を問わない)、検察官が確認した刑事示談<sup>(152)</sup>、責任無能力に基づく免訴・無罪 (軽罪・重罪) の決定、裁判所監督<sup>(153)</sup> (予審判事が記入を命じたとき)、外国の司法機関による以上の決定等と同じ性質のものであって、国際条約又は国際協定の適用により、フランスの権限ある機関の意見書が付されたもの又は受刑者移送によりフランスにおいて執行されるもの

<sup>(145)</sup> 同法律第28条による刑事訴訟法第706-47条の改正。政府の修正案として第2読会において追加された (*Rapport n° 2452 de M. Gérard Léonard, député, fait au nom de la commission des lois, déposé le 6 juill-et 2005, p.48.* フランス国民議会ホームページ <<http://www.assemblee-nationale.fr/12/pdf/rapports/r2452.pdf>>)。

<sup>(146)</sup> 強姦罪 (刑法第222-23条)、加重的強姦 (同第222-24条)、強姦致死 (同第222-25条)、拷問・野蛮行為を伴う強姦 (同第222-26条)、強姦以外の性的攻撃 (同第222-27条)、加重的性的攻撃 (同第222-28条)、15歳未満の者に対する強姦以外の性的攻撃 (同第222-29条)、15歳未満の者に対する加重的性的攻撃 (同第222-30条)、第222-27条から第222-30条までの犯罪の未遂 (同第222-31条)

<sup>(147)</sup> 未成年者を対象とする売春あっせん罪 (刑法第225-7条)、15歳未満の者を対象とする売春あっせん罪 (同第225-7-1条)、報酬又は報酬の約束と引換えに売春に従事 (偶然の場合を含む) する未成年者 (又は身体的・精神的に脆弱な者) を相手とする性的関係を持つことをそそのかし、受諾し又はその関係に入る行為 (同第225-12-1条)、左の罪の加重的罪 (15歳未満の者が関係する場合等。第225-12-2条)

<sup>(148)</sup> 拷問又は野蛮行為を伴う故殺 (meurtre) 又は謀殺 (assassinat) に係る重罪、拷問又は野蛮行為に係る重罪及び再犯による刑加重の要件を満たす者の故殺又は謀殺 (刑事訴訟法第706-53-2条による同第706-47条に規定された犯罪の引用)

<sup>(149)</sup> Décret n° 2005-627 du 30 mai 2005. により、追加された刑事訴訟法 R.53-8-7条。

<sup>(150)</sup> condamnation par défaut. 被告人が逃走しているか又は出廷しない場合には、刑事訴訟法第379-2条から第379-6条の規定に従い、欠席判決をすることができる (同法第270条)。

<sup>(151)</sup> Ordonnance n° 45-174 du 2 février 1945. Ordonnance relative à l'enfance délinquante. art. 8, 15, 15-1, 16, 16bis et 28.

<sup>(152)</sup> composition pénal (刑事訴訟法第41-2条). 刑事示談につき、末道康之「フランス刑事立法の動向-Loi Perben II について」『南山法学』第29巻2号, 2006.1, pp.155-156. 参照。

<sup>(153)</sup> 裁判所監督 (contrôle judiciaire) は、予審の必要に基づき又は保安上の処置として、被疑者を収監することなく往来と社会生活上の一定の制限を科する予審判事の命ずる措置 (刑事訴訟法第137条以下) (山口編 前掲書, p.127.)。

〔登録の理由である決定に関連した事項〕

決定の日、決定を宣告した裁判機関、宣告された主刑、補充刑又は処分、起訴又は刑の宣告を受けた犯罪の性質、犯罪の場所・日、登録事項の明白な特徴、義務の告知（同第706-53-6条）の日、刑若しくは処分の執行又は終了の日

〔その他の情報〕

住所の証明の日、出頭の周期、検察官に対する登録内容の訂正請求又は消去命令発出の請求に基づく決定

### (3) 義務の内容

FIJAISの対象となるべき犯罪を行って登録された者は、次の義務を負う。届出の方法は、FIJAISの管理者、警察署等に自ら出頭し又はこれら機関あての書留郵便により行う。

○ 1年に1回、住所が真実であることを証明すること

○ 住所を変更した場合、変更後15日以内に届け出ること

重罪又は10年の拘禁刑が確定した者は、刑終了の日から、6月に1回、警察署、憲兵隊の部隊等知事が指定する機関に出頭しなければならない。対象者には、裁判機関により個人への通知又は報告した最新の住所あての信書により、義務があることと義務違反の場合の刑について、告知される（同第706-53-6条）。以上の義務を遵守しない者は、2年以下の拘禁刑又は3万ユーロの罰金刑に処せられる（同第706-53-5条）。

### (4) 登録の存続期間

FIJAISの情報の登録期間は、住所証明、住所変更の報告義務が存続する。登録期間は、登録された決定がもはや新たな効果を生じないこととなった日から起算して、30年（重罪又は10

年の拘禁刑に当たる軽罪）、20年（それ以外の犯罪）とされている。死亡、不起訴、免訴又は無罪とされた場合には登録内容は消去される<sup>(154)</sup>。登録が存続している間は、住所証明、住所変更の報告義務が存続する。

### (5) 登録情報の管理

司法大臣の責任の下で、犯罪記録所（同第736-53-1条）が管理する。犯罪情報にアクセスできる場合は限定されており、性犯罪に関する捜査に関わる司法機関・司法警察職員、知事（承認がある場合）に限られる（同第706-53-7条）。データの取り扱いについては、情報処理及び自由に関する全国委員会<sup>(155)</sup>の意見を聴いた上で、データの取扱条件及び機能に関するコンセイユ・データのデクレ<sup>(156)</sup>が制定されることとされ（同第706-53-12条）、デクレでは、上記のほか統計作成のための情報提供を認めている（同 R.53-8-34条）。情報内容が正確でない場合には、対象者は情報の訂正請求を検察官に対して行うことができる。また、FIJAISの目的、犯罪の性質、犯罪後の経年等の観点からもはや必要と認められない情報の消去命令を発するよう検察官に請求することができる（同第706-53-10条）。

## 3 性犯罪者情報登録制度の主な論点

### (1) 情報の非公開等

性犯罪者情報を一般市民に公開する法制度を持つ国もあるが、フランスでは政府は一貫して非公開の原則を維持している。クレマン司法大臣は、「現代の刑事司法は私生活の尊重を保障することを要求する。この新しいファイル〔FIJAISを指す〕は、重要な問題を提起している。いくつかの国では、その事実の証明もなしにインターネットに性犯罪者の名前が置かれている

<sup>(154)</sup> 恩赦、復権があっても登録内容は抹消されない（刑事訴訟法第706-53-4条第2段）。

<sup>(155)</sup> commission nationale de l'informatique et des libertés. 1978年1月6日法律により個人情報の保護等の任務のため設置された政府から独立の行政委員会。

<sup>(156)</sup> décret en Conseil d'Etat. 1958年憲法制定前は法律で規律され、その制定後は命令事項とされている事項に関し従来の法律を廃止するもので、コンセイユ・データの審議を経ることが必要（山口編 前掲書, p.167.）。

が、受け入れがたい。FIJAIS は、フランス国民の安全を守り、かつ情報の秘密を保護するものである<sup>(157)</sup>」と述べている。議会両院の議員から、法案に示された犯罪情報の利用について、憲法院<sup>(158)</sup>への審査請求がなされた<sup>(159)</sup>。同請求は、行政機関にまで情報が開示されることは個人の私生活に対する不当な侵害であるとした。憲法院は、行政機関は極めて厳格な要件の下でのみ情報を閲覧できるのであり、性犯罪の再犯率にかんがみると、このような情報の開示は社会の安全を守ることと私生活の尊重との調整を図ったものであり、目的に対して明らかに均衡を失するとはいえないとした<sup>(160)</sup>。

## (2) 住所証明等の義務

住所証明等の義務に関する請求も(1)の憲法院に対する審査請求に含まれていた。請求趣旨は、年に1度(場合により2度)警察等に住所等が真実であることを証明すべき義務を負うことは、不釣り合いな負担であり、刑罰法規の制定には、厳密かつ明白な必要性が要請されるという「人及び市民の権利宣言」(1789年)第8条に反するというものである。憲法院は、FIJAISの住所証明等義務は、制裁ではなく再犯防止及び犯人

同定のための警察の手段であり、身柄の確保にとって不必要に厳しい強制を禁じた同宣言第9条<sup>(161)</sup>の「厳しい強制」には当たらないとした<sup>(162)</sup>。

## (3) 未成年者の犯罪情報

未成年者<sup>(163)</sup>の犯罪情報を登録対象とする点も(1)の憲法院に対する審査請求に含まれていた。10歳以上の未成年者の犯罪情報を登録することは、2002年8月29日の憲法院決定にある原則に違反し、社会への再統合と人格形成のために教育手段を施すという理念に反するという請求趣旨である。憲法院は、16歳未満の者については、受けるべき刑の半分を超える刑を言渡すことはできないこと(1945年オールドナンス<sup>(164)</sup>第20-1条)、そのため10年の拘禁刑については、必ずしも自動的に登録されるわけではないこと(刑事訴訟法第706-53-2条後段)等を挙げ、未成年者に関する情報は、刑宣告から3年で消去される(同第769条<sup>7)</sup>)ことを勘案すると、FIJAISへの登録は未成年者の教育的・道徳的発達を追及する必要に基づくものであり、少年刑法に関する基本原則に反するとはいえないとした<sup>(165)</sup>。

<sup>(157)</sup> FIJAIS -NANTES, *Discours de M.Pascal Clement Garde des Sceaux, op.cit.*

<sup>(158)</sup> Conseil constitutionnel. 第五共和国憲法第56条により設置された違憲立法審査機関で、9年任期の9人の委員(大統領、国民議会議長及び元老院議長がそれぞれ3名を任命)と元大統領(終身)から成る。審署前の通常法律について、国民議会、元老院議員からの請求では、それぞれ60人以上が請求しなければならない(同第61条第2項)。

<sup>(159)</sup> 2004年2月11日に国民議会議員及び元老院議員の請求を付託、3月4日採決。憲法院ホームページ <<http://www.conseil-constitutionnel.fr/decision/2004/2004492/index.htm>>

<sup>(160)</sup> Décision n° 2004-492 DC du 2 mars 2004, pp.25-26. 憲法院ホームページ <<http://www.conseil-constitutionnel.fr/decision/2004/2004492/2004492dc.pdf>>

<sup>(161)</sup> 全文は次のとおり。「何人も、有罪と宣告されるまでは無罪と推定される。ゆえに、逮捕が不可欠とされた場合でも、その身柄の確保にとって不必要に厳しい強制は、すべて、法律によって、厳重に抑止されなければならない。」(樋口・吉田編 前掲書, p.285.)

<sup>(162)</sup> Décision n° 2004-492 DC *op.cit.*, p.26.

<sup>(163)</sup> 刑事法の未成年は満18歳に達しない者である(山口編 前掲書, p.370)。

<sup>(164)</sup> Ordonnance n° 45-174 du 2 février 1945 Ordonnance relative à l'enfance délinquante. フランス政府法令データベース <<http://www.legifrance.gouv.fr/texteconsolide/PJFAP.htm>>。オールドナンスは、法律事項について法律の授権により政府が制定する委任立法の形式である(第5共和国憲法第38条)。

<sup>(165)</sup> Décision n° 2004-492 *op.cit.*, pp.26-27.

## V 社会内司法監督措置の拡充

2005年12月には、前述のSSJの一環として、拘禁刑を終えた者の所在を確認するための移動型電子監視措置 (placement sous surveillance électronique mobile, 以下「PSEM」という。)等を内容とする「刑法犯の再犯の取扱いに関する2005年12月12日の法律<sup>(166)</sup>」が制定・公布された。移動型電子監視措置に関する規定は、2006年12月末までに実施される<sup>(167)</sup>。

### 1 背景・経緯

#### (1) 法案提出の経緯

既に2004年3月に、クレマン議員<sup>(168)</sup>は、国民議会法律委員会において、司法省の再犯調査

(2003年8月、前述Ⅱ参照。)によれば再犯率が約31%であり、犯罪対策は十分といえないとし、再犯の状況を詳しく把握するための調査団を同委員会に設けると述べた<sup>(169)</sup>。これを受けて同年7月に同調査団の報告書<sup>(170)</sup>が委員会に提出され、2004年12月、同議員等が提出者である「刑法犯の再犯の取扱いに関する法律案<sup>(171)</sup>」が国民議会に提出された。なお、2004年当時、性犯罪の刑の宣告数は、1994年の約2倍の7,446件に増加し、強姦犯人の再犯率は4%、また受刑者の2人に1人は精神上の問題を抱えている、との報告が議会でなされている<sup>(172)</sup>。

同法案の審議は、2004年12月から2005年11月まで三会期にわたり行われ<sup>(173)</sup>、元老院(第1読会)が国民議会案のPSEMに関する条項を「時期尚早」として削除する<sup>(174)</sup>など、いくつ

<sup>(166)</sup> Loi n° 2005-1549 du 12 décembre 2005 relative au traitement de la récidive des infractions pénales.

<sup>(167)</sup> Actualité Prévention de la délinquance: de nouvelles mesures annoncées, 24 mai, 2006. フランス首相官邸ホームページ <[http://www.premier-ministre.gouv.fr/information/actualites\\_20/prevention\\_delinquance\\_nouvelles\\_mesures\\_56073.html](http://www.premier-ministre.gouv.fr/information/actualites_20/prevention_delinquance_nouvelles_mesures_56073.html)>

<sup>(168)</sup> クレマン氏は、当時、国民議会法律委員会 (Commission de Lois) の委員長であり、2005年6月2日に司法大臣に就任した。

<sup>(169)</sup> Information relatives à la Commission, *Compte Rendu n° 26, Commission des Lois constitutionnelles, de la législation et de l'Administration Générale de la République*, Jeudi 4 mars, 2004. フランス国民議会ホームページ <[http://www.assemblee-nationale.fr/12/cr-cloi/03-04/c0304026.asp#P29\\_803](http://www.assemblee-nationale.fr/12/cr-cloi/03-04/c0304026.asp#P29_803)>

<sup>(170)</sup> *Rapport d'information n° 1718* de MM. Pascal Clément et Gérard Léonard déposé en application de l'article 145 du Règlement par la commission des lois en conclusion des travaux d'une mission d'information sur le traitement de la récidive des infractions pénales, déposé le 7 juillet 2004. 同上ホームページ <<http://www.assemblee-nationale.fr/12/pdf/rap-info/i1718.pdf>>

<sup>(171)</sup> *Proposition de loi relative au traitement de la récidive des infractions pénales, n° 1961*, déposée le 1 décembre 2004. 同上ホームページ <<http://www.assemblee-nationale.fr/12/propositions/pion1961.asp>>

<sup>(172)</sup> 国民議会のレオナルド (Gérard Léonard) 議員による同議会・法律委員会における報告 (*Rapport n° 2452 op.cit.*, pp.29-30.)

<sup>(173)</sup> 通常会期は10月の最初の平日から翌年の6月の最後の平日までの120日間を超えない期間、臨時会期は最長12日。本法案に関する国民議会の第2読会は、2004年の通常会期、2005年7月の臨時会期及び2005年の通常会期にかけて行われた。

<sup>(174)</sup> *Rapport n° 171 (2004-2005)* de M. François Zocchetto, fait au nom de la commission des lois, déposé le 2 février 2005, pp.52-53. フランス元老院ホームページ <<http://www.senat.fr/rap/104-171/104-1711.pdf>>. 元老院は、第2読会では、2005年4月の政府報告書(後掲注<sup>(175)</sup>)の内容が元老院の意見と一致していること等を理由として、PSEM導入を支持するに至った (*Rapport n° 30 (2005-2006)* de M. François Zocchetto, fait au nom de la commission des lois, déposé le 19 octobre 2005, pp.9-10. 同ホームページ <<http://www.senat.fr/rap/105-030/105-0301.pdf>>.)

かの重要な点で両院の意見が対立したが、合同委員会の開催により決着を見た。また、法律制定前の犯罪に新制度を適用すること等に関し、憲法院への審査請求がなされ、その裁決が下された(後述)。なお、同法律は、再犯による刑の加重の範囲の拡大<sup>(175)</sup>、観察付執行猶予の対象となる拘禁刑の範囲の拡大等<sup>(176)</sup>、仮釈放における再犯者の保安期間<sup>(177)</sup>、SSJ及びFIJAI Sの対象犯罪の拡大<sup>(178)</sup>に関する改正を含むが、これらについては既に述べたとおりである。

## (2) 電子監視措置の調査・検討

刑の執行過程における電子監視措置は、既にイギリス等で採用されている<sup>(179)</sup>。フランスにおいても、1997年12月19日法律により刑の執行手段として電子監視措置が採用され、試行を経て、2004年3月9日法律により実施されているが、住居等一定の場所に対象者を置き監視する静的なもので移動型ではない<sup>(180)</sup>。政府は、2005年4月、移動型を採用しているアメリカ・フロ

リダ州等の調査も踏まえてフランスへの移動型の導入につき検討した結果、導入の効果には一定の限界を認めながらも、導入積極論を打ち出している<sup>(181)</sup>。

## 2 移動型電子監視措置の要件等

### (1) 要件

PSEMは、SSJ(前述Ⅲ)に含まれる措置である。法は、PSEMは「保安処分として」(à titre de mesure de sûreté)科せられることを明記している(刑法第131-36-9条)。SSJの対象は、性犯罪に限定されていたが、生命に対する故意の侵害(同第221-9-1条の改正)等にまで拡大されたことで、PSEMも性犯罪の再犯対策にとどまらないものとなった(前述Ⅳ-2-(1))。

PSEMは、SSJを科せられる要件を満たした上で、さらに次の要件を満たす必要がある。すなわち、7年以上の拘禁刑<sup>(182)</sup>の宣告を受け、医学専門家がその者の危険性を証明したこと及

<sup>(175)</sup> 前掲注<sup>(48)</sup>参照。

<sup>(176)</sup> 対象となる範囲の拡大につき、前述Ⅰ-4参照。また他方で、同一みなし犯罪で有罪宣告を受け再犯による刑の加重の要件を満たす者が過去に2度(性的侵害等の罪の場合には過去に1度)の観察付執行猶予に付された場合には、観察付執行猶予に付すことはできない(刑法第132-41条)とし、要件を厳格にした。

<sup>(177)</sup> 前述Ⅰ-5参照。

<sup>(178)</sup> 前述Ⅳ-2-(1)参照。

<sup>(179)</sup> Georges Fenech, *Le Placement sous surveillance Électronique Mobile. Rapport de la mission confiée par le premier ministre*, Avril 2005, pp.28, 34-38. 首相の命による調査団(フェネック議員が長を務めた。)の報告書。フランス司法省ホームページ <<http://lesrapports.ladocumentationfrancaise.fr/BRP/054000267/0000.pdf>>。イングランド・ウェールズでは1999年1月から外出禁止命令(curfew orders)等につき、静的な電子監視を実施し、2004年から排除命令(exclusion order. 特定の場所への立入りを禁止する。)につき移動型電子監視の実験を開始したとされている。イギリス内務省ホームページ <<http://www.probation.homeoffice.gov.uk/output/Page137.asp#Introduction>>、<<http://www.probation.homeoffice.gov.uk/output/Page244.asp>>も参照。

<sup>(180)</sup> Desports et Le Gunehec, *op.cit.*, pp.949-951. 刑事訴訟法第723-7条から第723-14条、刑法第132-26-1条。1年以内の拘禁刑につき、裁判官がその者の同意を得て命じる。同意が要件とされるのは、この措置が拘束的であるからとされている。Fenech, *op.cit.*, pp.20-21. によれば、受刑者は手首又は足首に腕輪状の発信機を装着し、これと住居内の受信機との間で交信がなされ、受信機は電話回線により監視センターと接続されて、発信機からの信号が弱まり又は途絶えると、受信機がセンターに自動的にこれを知らせる仕組みである。

<sup>(181)</sup> Fenech, *op.cit.*. 導入効果について、本文Ⅴ-3-(3)参照。

<sup>(182)</sup> 国民議会は5年以上、元老院は10年以上としていたが、合同委員会において、強姦罪の判決の実態を考慮して7年とする元老院の意見に国民議会が妥協し、7年とされた(*Rapport n° 72 (2005-2006) de MM. François*

び拘禁刑の終了日以後の再犯を防止するために、本措置が必要不可欠であると認められることを要する。また、成年者（18歳以上）に対してのみ科せられる<sup>(183)</sup>（同第131-36-10条）。

PSEM を科すことについては、対象者の同意が必要である。同意を要件とすることについて、SSJ におけるような議論はなかった。なお、SSJ の義務を履行せず、又は遵守事項に違反した場合には、3年（軽罪）又は7年（重罪）の刑が執行されることが裁判長により告知される（同第131-36-12条）。SSJ における治療命令を拒否した場合（前述Ⅲ-2-(3)参照。）と異なり、強制の程度は小さいと考えられる。

PSEM は、通常の刑の終了後において科せられるのみならず、刑の執行の減軽<sup>(184)</sup> における減少期間に相当する期間の司法監督<sup>(185)</sup> 及び仮釈放についても適用がある（同第731-1条）。なお、観察付執行猶予を付された者は、そもそも SSJ の対象とならないため、適用がない<sup>(186)</sup>。

## (2) 手続

PSEM は刑の宣告時に科せられるが、拘禁刑から釈放される日の少なくとも1年前には、新たな犯罪を行う危険性について、調査が行われる。調査は、行刑裁判官により、保安処分に関する分野横断的な委員会の意見を聴いて行われる。この委員会の構成はデクレにより定めら

れる。調査に基づき、行刑裁判官は PSEM の措置の期間を定め（後述(3)の期間を限度とする）、対象者の同意について再度確認する（前述(1)）。PSEM の措置の期間は、期限終了の6月前に、行刑裁判官が最初の手続と同じ手続を経て更新することができる（刑事訴訟法第763-10条から763-14条まで）。

## (3) 電子監視措置の期間

2年間で、軽罪については1回、重罪については2回、それぞれ2年間を限度として更新することができる（同第131-36-12条）。

## (4) 電子監視措置の内容

対象者は、常に発信機を含む装置を装着する義務を負い、その発信機は常時、対象者の位置を確認する（刑事訴訟法第763-12条）。技術的な仕様としては、政府の報告書と議会での提案者の説明によると、GPS・GSM<sup>(187)</sup> の技術により、監視センター（行刑施設職員により運営される。）に対象者の位置を知らせる仕組みが想定されている<sup>(188)</sup>。

## 3 移動型電子監視措置の主な論点

### (1) PSEM の性格

PSEM の性格につき、国民議会は保安処分であるとし、元老院は刑罰と主張した。上記政府報告書は刑罰又はその緩和したものとし、

Zocchetto, sénateur et Gérard Léonard, député, fait au nom de la commission mixte paritaire, déposé le 9 novembre 2005 (numéro de dépôt à l'Assemblée Nationale : 2664), p.11. フランス元老院ホームページ <<http://www.senat.fr/rap/105-072/105-0721.pdf>>。

<sup>(183)</sup> SSJ が未成年者に適用されることについて、Desports et Le Gunehec, *op.cit.*, p.795.

<sup>(184)</sup> 刑の執行の減軽 (réduction de peine) は、受刑者の善良な行状に十分な証拠があるときに行刑裁判官が行刑委員会の意見を聴いて行う（刑事訴訟法第721条、第721-1条）。再犯以外の者につき、1年目は3月を限度、翌年以降は2月を限度とする。

<sup>(185)</sup> surveillance judiciaire. 司法監督の対象は、SSJ を科しうる犯罪につき10年以上の拘禁刑を宣告された場合であり、検察官の請求により、行刑裁判官が命じることができる（刑事訴訟法第723-29条、第723-30条）。

<sup>(186)</sup> 刑法第131-36-6条は、SSJ は観察付執行猶予と同時に言い渡すことはできないとする。

<sup>(187)</sup> GPS (Global Positioning System. 全地球測位システム) は、米国国防省の管理下にある人工衛星による位置確認システムで、その波動は比較的弱いので屋内、地下には届かない。無線電話の中継として用いられる GSM (Global service mobile) と併用することにより、位置確認の精度を高めることができる (Fenech, *op.cit.*, p.30.)。

<sup>(188)</sup> *ibid.*, pp.29-30.

保安処分の性格を否定していた<sup>(189)</sup>。合同委員会において元老院側は、保安処分としても司法的な性格であることに変わりないとして妥協した<sup>(190)</sup>。なお、憲法院は、PSEMは刑罰とは異なる性格のものであるとしている(後述の本項(4)参照)。

#### (2) 措置の期間

国民議会案では、措置の期間は定められていなかったが、元老院案ではPSEMの拘束力から2年とされていた。政府報告書(前述1(2))では、PSEMの物理的な拘束性にかんがみて2年を上限とする提案がなされていた<sup>(191)</sup>。合同委員会では、国民議会側の譲歩により元老院案で一致を見た<sup>(192)</sup>。

#### (3) 犯罪抑止の効果等

発信機(腕輪)を装着することで犯罪への心理的抑制力が働くという意見がある一方、その効果があるのは一時的衝動により行動することのない者等に限られるとの意見もある<sup>(193)</sup>。政府の報告書も、常に自己規律が必要なPSEMは、精神的欠陥が著しい者には適さないとしている<sup>(194)</sup>。また、PSEMに要する費用は、採用するシステムにより、8ユーロから150ユーロと非常に幅のある試算となっている。これに対

して拘禁に要する費用は、1日当たり60ユーロとされている<sup>(195)</sup>。

#### (4) 遡及的適用

PSEMの措置(司法監督<sup>(196)</sup>及び仮釈放の場合であり、通常の刑終了の場合を除く。)は、同法律の施行よりも前に行われた犯罪についても適用されるという規定(第41条、同第42条)は、刑罰法規不遡及の原則を定める「人及び市民の権利宣言」第8条<sup>(197)</sup>の規定に反するとして、元老院議員により憲法院に審査請求がなされた<sup>(198)</sup>。憲法院は、刑罰法規不遡及の原則は、懲罰の性格を有する刑・制裁についてのみ適用されるが、司法監督は刑の軽減期間に限定されており<sup>(199)</sup>、受刑者に有利な処分であること、また司法監督、PSEMは、犯罪者の責任に応じてではなく再犯防止の観点からの危険性に基づいて科せられるものであること、PSEMは対象となる者の同意の下に科せられること等の理由により、憲法に違反しないとした<sup>(200)</sup>。なお、本件については、2005年9月27日にサルコジ内務大臣とクレマン司法大臣が、違憲のリスクを冒しても再犯防止に関する法案を成立させると発表したことを受けて、マゾー(Pierre Mazeaud)憲法院長がクレマン司法大臣に対して憲法の遵守を警

<sup>(189)</sup> *ibid.*, p.70.

<sup>(190)</sup> *Rapport n° 72 (2005-2006)*, *op.cit.*, p.10.

<sup>(191)</sup> Fenech, *op.cit.*, pp.57, 69.

<sup>(192)</sup> *Rapport n° 72 (2005-2006)*, *op.cit.*, p.11.

<sup>(193)</sup> Fenech, *op.cit.*, pp.47-48.; "La question de la récidive relance le débat sur l'efficacité des peines", *Le Monde*, 12 octobre 2005, p.8. 後者の記事において、刑事弁護士協会会長ルボルニュ(Jean-Yves Le Borgne)氏は、PSEMに再犯防止効果はない、としている。

<sup>(194)</sup> Fenech, *op.cit.*, p.60.

<sup>(195)</sup> *ibid.*, p.34.

<sup>(196)</sup> 前掲注<sup>(185)</sup>参照。

<sup>(197)</sup> 前述I-3-(3)参照。

<sup>(198)</sup> 2005年11月29日、元老院議員60人による請求が憲法院に付託された。請求内容は、本稿に取り上げたもののほか、刑法上の再犯による加重的性犯罪等の公判においては、原則として裁判所は公判への勾留状を発行すべきであるとの規定(2005年12月12日法律第7条による刑事訴訟法465-1条の追加)が個人の身柄の不必要な拘束であるとして人及び市民の権利宣言第9条に違反するという趣旨のものがあつたが、憲法院は権利宣言に反しないとした。

<sup>(199)</sup> 前述V-2-(1)参照。

<sup>(200)</sup> *Décision n° 2005-527 DC du 8 décembre 2005*.

告したとされている<sup>(201)</sup>。

#### 4 社会内司法監督措置の治療処分

前述のSSJの対象者は、2002年に645人(性犯罪受刑者の8%)、うち治療処分を命じられた者は「不詳」とされており、SSJが適切に運用されていない実態が指摘されていた<sup>(202)</sup>。2005年法律は、移動型電子監視措置の導入と共に、SSJの治療命令に関する重要な改正を含んでいる。

##### (1) 精神療法

SSJの治療処分において、治療医は医師に限られていたが、治療処分が実際に機能していないのは、精神科医が不足しているからであると指摘されていた<sup>(203)</sup>。そこで、調整医(前述Ⅲ-2参照)は、対象者の人格にかんがみて担当の医師を追加すること、又はこれに代えて、精神療法の専門家(psychologue)を選択するように勧めることができるとされた。この精神療法の専門家の資格要件及び任務はデクレで定める(公衆衛生法典L3711-4-1条の追加)。

##### (2) 薬物療法

フランスでは、人格の尊厳の観点から、人格の変更又は身体機能の損傷をもたらす保安処分は認められないとされている(前述I-3参照)。SSJの治療命令に関し、議会では、心理療法と薬物療法の長所・短所、これらの組み合わせ

による治療の必要性について意見陳述がなされた<sup>(204)</sup>。実際、フランスにおいても不可逆的効果を持たない薬物使用は治療の選択肢とされているようである<sup>(205)</sup>。そのような状況下で同法律は、治療医が性欲の減少(diminution de la libido)をもたらす薬物の使用を処方できることとした(改正後の公衆衛生法L3711-3条第4段)。ただし、厚生大臣の命令により定められた薬物を用いること、対象者の書面による同意が必要とされ、これは1年に少なくとも1回は更新されることとされている。精神医学者の間では、薬物治療の効果がある犯罪者もいるが、効果のない者もあり、薬物治療が性犯罪者の治療の「万能薬」でないことに留意すべきである、との慎重な意見が見られた<sup>(206)</sup>。

おわりに

近時のフランス刑事法上の再犯対策は、犯罪者の社会への復帰・再編入(特に援助処分など)と危険な犯罪者の隔離又は治療(長期拘禁、治療処分)の2つの軸を中心に展開していると見ることができよう。第2次大戦後のフランスにおいては、犯罪者を社会によりよく適合させようとする新社会防衛の思想を実定法に浸透させてきた<sup>(207)</sup>が、1990年代後半から、小児性愛者等による再犯の増加により、危険な者の処遇を

<sup>(201)</sup> Nathalie Guibert, "Surenchères et dérapages politiques sur la question de la récidive", *Le Monde*, 29 septembre 2005, p.10.

<sup>(202)</sup> *Rapport n° 1979 op.cit.*, p.60. 同報告では、性犯罪者治療の問題として、精神科医の多くは、性犯罪者を「変質者」と見ており、精神分裂病とは異なり、治療の対象と見ていないことも指摘されている。

<sup>(203)</sup> *ibid.*, pp.59,61.

<sup>(204)</sup> II. LES TRAITEMENTS MÉDICAUX PROPOSÉS, *Avis n° 51 (1997-1998)*, *op.cit.*.

<sup>(205)</sup> Desports et Gunehec, *op.cit.*, p.793. なお、アメリカのカリフォルニア州、フロリダ州においては、既に「化学的去勢」(chemical castration)を刑の一部とする立法措置がそれぞれ1996年、1997年に採られている。カリフォルニア州刑法第645条(13歳未満の者への一定の性犯罪につき、medroxyprogesterone acetate という薬物による治療を義務付ける。medroxyprogesterone は、女性ホルモンの一つであるプロゲステロンの誘導体。)、フロリダ州法典46編794章794.0235条(強姦等につき medroxyprogesterone acetate による治療を義務付ける)。

<sup>(206)</sup> Cécile Prieur, "Pour les psychiatres, la castration chimique n'est pas la panacée", *Le Monde*, 29 septembre 2005, p.10.

厳正化することへの社会的圧力が高まり、保安処分の強化、拘禁の長期化などが進められ、危険な犯罪者を隔離する方向に傾斜しているように思われる。他方、犯罪者の社会からの隔離につながる性犯罪者情報の公表制度は明確に否定されており、個人の自由を尊重し、犯罪者が社会に再編入することが妨げられないように配慮されている。

このようなフランスの動向は、我が国に何を示唆しているであろうか。フランスの制度の特徴として、我が国と類似した制度（例、仮釈放）が採られている場合であっても、基本的に個人の自由を守るという観点から司法による統制が徹底していること、また、保安処分について否定的な意見が強い我が国<sup>(208)</sup>と異なり、その積極的な採用が見られることが挙げられよう。しかし、こうした制度が、実際にどのように機能しているかは別の問題であることに注意を要す

る。例えば、治療処分については、適切な治療を施す医師の不足、医師の認識の問題が指摘されており、移動型電子監視措置の犯罪抑止効果は、すべての「危険な犯罪者」に対し発揮されるわけではないといわれている<sup>(209)</sup>。また、犯罪者の社会復帰を支える保護観察官等の不足など社会内の犯罪者の監督を支える運用体制が不十分であることが指摘されている<sup>(210)</sup>。フランスが、再犯防止のために相次いで新たな措置を採用しているのは、講じた措置の実効性が十分ではない状況を打開しようとする模索の過程と見ることもできよう。

彼我の法制度の背景にある考え方の違いを踏まえつつ、フランスの再犯対策とその運用、特に2006年中には実施される予定の移動型電子監視措置も含めた再犯対策の動向を注意深く観察する必要があるだろう。

（あみの みつあき 行政法務課）

---

<sup>(207)</sup> ステファニほか 前掲書, p.41.

<sup>(208)</sup> 団藤重光『刑法綱要総論 第三版』創文社, 1990, p.603. なお、我が国の現行法上、保安処分と認められる制度がいくつか存在する。少年に対する保護処分（少年法）、保護観察（執行猶予者保護観察法、犯罪者予防更生法）、更生保護（更生緊急保護法）、精神障害者等に対する措置（精神保健法、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律）

<sup>(209)</sup> Fenech, *op.cit.*, p.60.

<sup>(210)</sup> Alain Boulay（「子ども被害者の親援助協会」会長、前述Ⅲ－3参照）, "Nous sommes pour les liberations conditionnelles car elles garantissent un certain suivi", *Le Monde*, 29 septembre 2005, p.11.